

国立大学協会

會 報

昭和36年6月
第20号

-
- 私 は 思 ふ……………東京芸術大学長 上野直昭
- 一、事業報告
第二十一回総会、役員会、委員会……………等
- 二、調 査
- 三、会計報告
昭和三十五年度決算
昭和三十六年度予算案
- 四、彙 報
会則、各役員、各委員等一覽表、要望書……………等

会 報

(第二十号)

国立大学協会

目 次

私は思ふ.....東京芸術大学長 上野 直昭.....一

一、事業報告

- 1、第六常置委員会同専門委員会(昭和三五・一〇・一四).....四
- 2、第三常置委員会同専門委員会(昭和三五・一一・七).....六
- 3、第三常置委員会(昭和三五・一一・二四).....七
- 4、第二常置委員会(昭和三五・一一・二四).....七
- 5、第一常置委員会および同小委員会.....七
- 6、一般教育特別委員会.....八
- 7、第二十二(昭和三五・一一・二五)第一日(役員会・総会・午前、午後)回總會(昭和三五・一一・二六)第二日.....八
- 8、役員会(昭和三六・四・二一).....二四

二、調査

昭和三十六年度国立学校予算小観(主として国立大学同附属病院附置研究所の歳出予算について) 東京工業大学事務局長 佐藤憲三.....三九

三、会計報告

- 昭和三十五年度(自昭和三十五年四月一日至昭和三十六年三月三十一日) 決算.....三九
 附財産目録
- 昭和三十六年度(自昭和三十六年四月一日至昭和三十七年三月三十一日) 予算案.....四〇

四、彙報

- 1、国立大学協会会則.....四一
- 2、国立大学協会役員一覽表.....四二
- 3、各常置委員会委員一覽表.....四三
- 4、一般教育特別委員会委員一覽表.....四三
- 5、第一常置委員会小委員会委員一覽表.....四三
- 6、各専門委員一覽表.....四四
- 7、要望書の提出(第二十二回總會).....四四
- 8、昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せについて.....四四
- 9、第一常置委員会中間報告提出(大学の目的・性格について).....四五
- 10、一般教育の管理・運営の組織について(中間報告).....四五
- 11、一般教育、基礎教育科目について(中間報告).....四五

私は思ふ

東京芸術大学長

上野直昭

私は今年数へて八十才になつた。さうして思ひがけなくも教育の道に入つて四十五年、小中学校の教師こそやつたことはないが、若しこの道を進んでいたら、恐らく抜けることは出来なかつたかも知れぬ。大学を出ると大学院に席を置き、副手生活十年、大学の周囲を彷徨しつゝ、高等学校や女子大学で講義もしたが、やがて京城大学に奉職して十余年、殆んど一生の大部分を大学生生活に送つたやよなものであるが、晩年になつて東京芸術大学の責任を負ふて十余年、半生は常に大学に在つたと言へる。

この頃文部省の中央教育審議会が、大学制度に検討を加へつつある際私も招かれて芸術大学の目的とか理想とかいう点について意見を求められた。東京芸術大学に於ても、目下芸術教育に関する諸問題を研究中であり、略結論に近づいて居るが、未だ大学全体としての意見を纏める所までは行つて居ない。其処で私が過去十余年に亘つて経験したところから、私自身の見るところ、何処に重点を置いて研究すべきかという如きことを、中央教育審議会委員諸氏の前に述べて、われわれと共に考へて貰ふことにしたのであつた。これは当日筆記によられたやうであるから記録としては残つて居るのであらうが、私自身のノートは見失つたし、一応の思ひつきを述べたもので、充分整理されて居るとは言へないから今これを想起しつゝ、幾分註釈を加へながら、需に應じて述べて見たいと思ふ。

さて私は、戦争中の昭和十九年六月に、東京美術学校長として招かれた。已に教員学生の応召するものもあり、加ふるに学徒動員に依つて、学校は甚だ寂しいものとなつて来た。其処で私は学生の欠を女子にて補充せざるを得ないのではないかと考へ、文部当局にも話して見たが、そ

の内終戦となり、米国の占領政策の下に、教育刷新委員会が設けられ、これは後に、教育刷新審議会となつたが、私は終始これに参加し、戦後の教育諸問題についても、内外から見て居り、二十四年に、夥多の国立大学ができ、東京美術学校と東京音楽学校とが合体して、東京芸術大学となつてからも、学長職を引受けて今日に至つた。

元来私は制度といふものに、あまり興味がなく、常に人間が中心で、制度といふものは運用次第で如何様にもなるものと思つて居るから、大学に転ずるときの学制についても、芸術教育の特殊性は認めながらも、別段異をたてる必要を感じなかつた。戦後のごたごたの状態がつづいて居た間は、兎も角もそれですんだが、だんだん進行し、世の中も落ついてくると、反省すべき点が少なくないことを発見するに至り、同学部それぞれ立場から研究をすすめて、漸くこの頃結論に近いものを作りだした次第である。

それ等は未だ大学全体としての検討を経て居らず、大学案といふ如きものでないから、私は今これ等を参酌しつゝ、私が見て問題の在り家とするところを二三述べて見ようと思ふ。即ち芸術教育といふ特殊の立場と、最高教育一般の立場と、両方に引つけて、中央教育審議会の知恵が借りられるかも知れない。

第一にわれわれの大学で問題になるのは、一般教養である。三十六単位は多すぎるといふ見方もあるが、これは考へ方に依つて幾分救はれるかと思ふ。むしろ要点は、講義さへ聞かせれば、それが身につくといふ風に、従来文部省に於ては考へて居たのではないかと思はれる節もあるが、ここに難点が一つある。いやいや聴いた講義が身につかないことは已にわれわれ自身経験済みである。基礎的知識として必要なものは兎も角もとして、一般教養といふべきものは、何等制限をつけずに、学生自身が自ら進んでひろく選択すべきで、視野をひろめるためには此方が効果的ではないかと思ふ。例へば油絵を専門とする学生が、西洋美術史は基礎知識として必修としても、日本美術史の単位でもいいし、音楽理論を単位として役だたせてもよいといふ風に、学生の自由に任せることにして如何なものであらう。

これは幾分天才教育とも関係するであらう。芸術大学に於ては天才は

如何に扱ふかときかれることがある。大天才は学校教育を不用とする。天才は教育以上である。芸術に於ては、多少とも特殊技能を持つて生れたものでなくては物にならぬ。併し又教養のあまり偏したものは入学試験を受ける資格すらないこともある。この辺の調和のために、特に天才の資格を必要とする音楽部では、若干の例外教育も考慮中である。芸術の道は実力本位であるから、卒業とか学位とかを必ずしも必要とせず適当と認めれば何時でも途中下車し得ることになつてゐる。

これと関連して第二に年限の問題である。大学は均一に四年といふことになり、医学部だけは、尚ほ二年を必要とするといふ主張が通つた。獣医学科も年限の延長を求めたが、容れられなかつた。凡ての学問なり芸術なりの最高教育が、同一年限に定めなければならぬといふのも妙なことで、これは考へ直す必要があるであらう。旧制の大学では修士とか博士とかいう課程があつて、ここで学問がやれる仕組になつて居るが、新制大学では、専門の学芸に二年間しか与へられて居ない。四年の内一年半から二年は一般教育に与へられなければならぬからである。東京芸術大学では、始めからその不可能を見て、一般教育を四年間に分散させることを認めて、実行させて居るが、それでも尚ほ専門研究に障害があるとして、一般教養の時間なり単位なりを減じたいといふ希望もある。これを補ふ意味もあつて、音楽の方では附属の高等学校をもつて居るがこれは実験的の意味もあつて、一般的といふわけには行かず、美術の方では已に専門入りが――中学五年卒業で入学し得たものが、高等学校卒業となつたため――一年後れた上に、尚ほ全体として従来の専門学校時代よりも一年減少したことになる。何れにしても芸術の研究に年限のある筈はないが、今の儘では短かきに過ぎる。そこで後へ延ばすことが考へられる。医学部の如くに、大学の一般規定の例外となつて二年延長することも可能であらうが、むしろ一応四年で打切つた上で、進んで学ばうとする資格者のために、大学院の如きものを附置する方が、例外を作らずにすむことになる。芸術教育の特殊性を認めるとして、自由に制度を建てるとすれば、一二年の予科を置いて、此処で一度振り落すといふことも考へられるが、四年間は一通りやらせて、其内から特に優秀なものを選んで、尚ほ二年又は三年、磨き上げるといふこともよろしい。こ

れは大学院といふ制度もあることであるから、われわれの方にこれを設置しても少しも差支えないのみでなく、最良の道とさへ考へられる。尤も他の種の大学と異なるところは、われわれの方は、直ちに実力が発揮されることであるから、博士とか修士とかのレッテルを必要としないことである。

一体学位とか称号とかいふものは西洋からの輸入であり、西洋に於ける起源は知らず、今の世の中で、芸術のみでなく一般に不用であり、位階勲等さへ影の薄いのに、何の爲めにあるのか分らない。若し斯かもの存在に幾分意味がありとすれば、これは各大学の夫々の關係に於てのみで、各大学が自由に認定するなり、贈与するなりすればよいので、一般的社会的の効果があるべき筈のものではないであらう。

斯ういうことも考へられる。四年といふ年限を、学生が自由に延期することである。これは一応六年以上に及ばないことに定めて居るが、原則としてはいいとしても、全体の定員の關係で、延期するものの数に依つて入学者を制限する要がある。これも不都合なことであるから、むしろ優秀なものに限つて進学を許す制度即ち大学院の如きものを設けるのが望ましい。

一般大学に於ても、大学本科と大学院との關係は、凡そ次の如きものとなるであらう。本科に於ける最初の二年は一般教養に向けるとすれば残る二年間に専門を仕上げねばならぬ。以前の専門学校の如くに、よく行つて従来の学問の成果又は公式の若干を学んで世の間へ出て行くものと言へるであらう。大学卒業者は、大学院の指導者と設備をもつ大学へ入ることができる筈であるが、芸術の道に於ては、行くべき大学院が何処にも無い。美術史だけは形はあるが、これは制度だけで、教授力は芸術大学と差が無いのみでなく、むしろ芸術大学の方から助力して居るのである。

芸術大学の内でも、音楽学部は元來西洋文化移入を目的としたものであり、美術学部は逆にわが国の伝統を生かさんとしたもので、出発点を異にしたものと見えるが、今では何れも世界的水準に近づきつつあり、これに到達するために、卒業後の外国留学を希望するものが少くない。これは学問の方面に於ても同様であらうが、見聞をひろめるといふこと

は別として、専門技術の習練に、日本でやり得ることは、尚ほいくらでもある。これには卒業後の二三年間に、大学院風の集注的に勉強のできる制度があれば好都合である。更にまた、主として音楽について言へば外国から特にすぐれた教師を短期間招へいして、教授を受けさせることも考慮中で、幾分緒につきつつあるが、尚ほ研究する価値があることと信ずる。

以上私は一般的に又特殊的に、東京芸術大学を中心として思ふ所を述べたが、まだ平素考へてゐる問題が幾つかある。併し与へられた紙数は已に尽きたらしい。比処に筆を擱く。

(三六・四・二七)

一、事業報告

1 第六常置委員会同専門委員会

日時 昭和三五・一〇・一四(金) 午前十時—午後二時半

場所 東京大学講堂南側会議室

出席者 山中委員長、各委員、各専門委員

(欠席者) 田所、佐藤、山内(源)、長谷川各委員、ただし、東京外

語大は代理出席

文部省 福田管理局长、田中教育施設部長

山中委員長主宰の下に開会。

委員長から、本日の議題は、第一は、文部大臣から、中央教育審議会に対する諮問事項「大学教育の改善について」のうち「大学財政について」第二は、文教施設整備費の予算増額についてであるが、この二つの問題はいつも本委員会の大きな問題で一本の柱であるが、この点につき多少早や目に相談したほうがよいとの話があるので、本日開会した次第である。それで第一の議題から協議を願いたい、この問題は簡単に終えないので、文部省の係官が見えたら、適宜第二の議題に切り替えたいと述べ、了承された。かくて、第一の議題について審議中、文部省の係官が見えたので、これを中止し、午後継続審議することとして、第二の議題から審議に入つた。

一、文教施設整備費の予算増額について

委員長から、九月二十四日開催の役員会において、昭和三十六年度の予算について小林大学学術局長から説明あり、段々予算決定の期日も迫っている。ついては、今年は特別に文部省と緊密な連絡を取り、大幅に予算の増額を図るようになったと述べ、次いで、進藤専門委員から、文教施設整備費については、格段の努力をしてきたが、なかなか進展せず、しかも学生増募があつても教官の配置もなく、これに伴う施設もなく、本協会も文部省も遺憾に思つているところである。それで本年は何とかして抜本的に予算増の方法がないかと文部省はじ

め心配し努力しているところであるが、従来はあまり効果は挙つていない。それで文部省とわれわれ事務当事者と相談した結果、文部省と協議したものを、本協会独自の案として本第六常置委員会を開催し、ここで別紙「国立大学施設緊急整備計画」の進捗を図りたい趣旨の説明があつた。

次いで、田中教育施設部長から、国立大学の施設整備については、幸い大蔵省から、一定の基準で五カ年計画を立ててはとの示唆があつたので、各大学の実態を調査して計画を立て、これが実施について大蔵省の了解を得た、一応現況を内容として五カ年計画を立て、予算の増額に何等かの手を打とうと、先般七大学の総長や更に、また十九大学の事務局長と懇談会を催うし、その最後の結論として、この協会が行うことにしてはどうかとなつたのである。これまで各大学から種々の陳情があるが、これを予算総枠の増額一本にしほり、これを基として推進することにしてほしいのである。要は、建物の不足坪数を計上し、また老朽校舎を改築し、更に理工系学生の新増募は従来はうしろ向きにすることである。基準の内容は、従来の七割見当である。一万人増募の大部分は前向き予算とするものであるとて、別紙計画表について詳細な説明があり、要するに、建物について不足坪数や定員増のため五十四万坪、老朽改築坪数は二十五万坪、計七十九万坪で、その金額は六百五十億円、そのうち昭和三十六年度は、坪数は十五万五千坪、金額は百三十億円であるとのことであつた。

また、福田管理局长から、終戦後、大学の施設整備は、種々の事情経緯から遅れており、このままのテンポでは、木造建物百三十五万坪のうち、四十年以上を経過したもの三十万坪で、その更新についても、今後四十年以上を要することとなる。科学技術振興が叫ばれている際、このテンポでは期待に沿うことはできない。そこで皆で協力促進しようということになり、それには、まず各大学の実態の報告を願うこととなり、これを集計調査したところ、その数は予想以上に驚くべきものがあつた。今まではオンラインズされた計画がなかつたため、文部省としても要望に沿いえなかつた。それがため、むしろ緊急のものがあつたまわしとなるおそれもある。また、各大学の個々の陳情をな

くしたいとの意味もある。ここに掲げてある七十九万坪、六百五十億
円中には、さし当り緊急のものは入っている。これが実現できれば、
テンポが三倍以上早くなり、各大学の陳情を聞かなくともよいこと
なる。この計画には多少不十分なところがあるが、将来これを改訂す
ることとして、とにかくこれにより一定のルールを走らすこととし
たい。これがためには、文部省だけではできないことで、各大学の協力
を要するものである。幸い大蔵省とも協定ができ、時期としても今年
はよい時期である。今、理工系学生増募の必要に迫られているが、昭
和三十二―三十五年度までの増募分に対しても、まだ二万坪は未整備
である。今後、一万人の増募の際には、前向きに予算を、大蔵省へ要
求することとする。それで未整備分は昭和三十五年度において、補正
予算を要求することになった。各大学においても協力願いたいとの説
明があつた。

これに対して、戦前においては、学科増設の場合には、あらかじめ
官制を發布して準備してから学生を募集したものであつたので、この
構想には賛成である。文部省におかれてもこの構想については強い決
意をもつて対処せられ、折衝の過程においてもその態度で臨み、また
産業界や経団連にも連絡をとりたいとの希望があつた。これが対策
について種々協議の結果、本委員会が推進力となり、国会解散前なる
べく早く、各ブロックごとに、その区域の有力者に個別に可能性のあ
る向きに説明要談することとし、これがため、別紙資料に前文を付し
これと自由民由党政調会、文教調査会、大学問題に関する分科会、教
員養成制度に関する分科会等の各委員ならびに各大学ごとに関係の深
い委員を調査して送付することとした。また本部においては、政務調
査会はじめ関係各委員会の会長、副会長ならびに総理大臣等へも陳情
することとした。なお、各大学の事務局長あてに、本日の協議決定し
た事項を通知し、資料を送付し、各方面へ連絡をとり、実行してもら
いたい旨を通知することとした。

(各一千部プリント、実施配布済)

(正午休憩、午後零時半再開)

昭和三十一年秋

二、諮問事項「大学教育の改善について」のうち「大学財政について」

について

委員長から、この問題につき、先日の役員会において、諮問事項に
関する各委員会の統合調整をはかるため、各常置委員会の委員長また
はその推薦する委員とで別個の委員会を設けることとなつたので、本
委員会においては、委員長がその委員会に出ることとする。しかし、
万一差支えのあるときは、代りの方の推薦については一任されたいと
述べ、了承された。また、進藤専門委員から、中央教育審議会におけ
る審議の状況は、二回位自由討議あり、また、文部省から細かい問題
の披露あり、もう二回位自由討議することである旨の報告があつ
た。

この問題につき種々話し合いがあつたが、その大要は次のとおりで
これを総会に諮ることとした。

- 1 大学特別会計の制度化について
大学会計の特殊性を確保したい。
- 2 大学の国有財産特別措置について
この特別措置については、各省も均霑して乱用の気味あり、大蔵
省がきびしくなり、実施が困難になつたので、これが円滑に実施で
きるように取り計らわれない。
- 3 大学に対する寄付金の取扱について
民間で寄付の際、その経費の一部とし、大学の仕事に寄付する場
合は、課税の対象とならないように取扱われない。
- 4 大学会計制度の改善について
事務手続が煩鎖である。
- 5 予算編成の改善について
新制、旧制により差別あり、不公平である。全般的に予算は少な
過ぎ、予算の組み方が問題である。今日予算の編成は、講座と教官
を基としているが、講座によつてその経費の差があるので、実情に
沿うてこれを適正にするを要する。これが予算の増額を図るには、
今の段階では研究費一本とするのが有効か。予算編成の問題は、同
時にこれを使う問題でもある。ただ、その研究費を全部教官に配付
するようにとの要望があるが、管理費が研究費の中に盛られてある

ので、その一部をはねることは当然である。これは大学の維持管理の問題で、その経費はどうするか、これを確立することが必要である。これがためには、科学的調査をして実態を把握しなければ結論は出ない。これには時日を要することとなる。また、官庁の簿記そのものが時代遅れであり、大学だけ別にすればやり易くなる。また予算編成には、何年間かの継続費の問題あり、これがためには、特別会計制度となればやり易い。学生を増募する際は、戦前のようにあらかじめ準備を要する。これについては、名古屋、九州、大阪各大学教養部協議会からも提案があつた。

6 一般教育費増

7 学生経費の増ならびに改善

8 庁費の改善ならびに増

中央官庁なみに庁費の単価を上げられたい。今は一人当り教官三千円、事務員六千円で、戦前は百十円であるから、これを現在に換算すれば約四万円となる。

なお、大学行政に大幅な自由を認め、大学の工夫創意を生かす為には大学を国が定めた特殊法人とすることも考えられるが、検討を要する。中央教育審議会の審議の進捗ともならみ合わせて、その上で、また考えることとした。

三、九国立大法・経・文・経営学部長会議の要望について

右の会議から、本年十月社会科学系学部における(1)講座研究費を現在の研究体制に應ずるよう大幅に増額することとし、さし当たり戦前の状態に復帰すること、(2)教官旅費を新たな研究方法にかんがみ大幅に増額すること、(3)教育研究施設も新たな研究体制に即応し、大学院制度の拡張をも考慮して十分に整備すること、このため文教施設費の大幅増額を断行することを要望してきたが、本委員会としてはその必要を認めたので、これを総会に諮ることとした。

四、国有財産の管理運営について

右については、人件費も経常費もなく、料金を徴収すると、皆、国庫の収入となり、これを歳出に組まず、管理運営上、甚だ困難をきたしている。大蔵省へ数次交渉しても今に決まらない。教育行政上の使

用は例外とし、単行法を制定してもらえれば最もよいとの話し合いがあつたが、もう少し研究の上、議題として総会へ提出することとし、今回は単に報告にとどめることとした。

2 第三常置委員会同専門委員会

日時 昭和三五・一一・七(月) 午前十時—午後四時

場所 東京大学講堂南側会議室

出席者 児玉委員長、各委員、各専門委員

文部省 学生課長代理

欠席者 草場委員、ただし、鳥取、金沢、北海道各大学は代理出席

児玉委員長主宰の下に開会。

委員長から、第三常置委員会として要望すべき事項もあるかと思うがその第一の問題は、学生自治会のことである。そのあとで、種々各大学の学生生活の状況、補導の面、施設等の問題について審議したい。前回の申合せにより、専門委員会種々検討したことについて、まず審議願いたいと述べた。

次いで、詳細にわたり審議したが、特に規範、大学の社会的使命、全員加入制、政治的活動、指導体制等につき活発な論議があつた。

これらは学生自治活動の正常化を図るため、指導、助言を与える際の参考に資するものである。

また、本協会の総会で審議したことは、学生部長へも伝わるようさりたいとの希望があつた。

学生補導の面については、学生会館を大学の運営上、従来より早い速度で是非作らねたいとの強い要望があつた。

更に安保闘争のあと始末について各大学から報告があつた。

次回は、総会の前日十一月二十四日(木)午後二時から開催することとし、それまでに小委員会において、本日の意見をまとめることになつた。

3 第三常置委員会

日時 昭和三五・一一・二四(木) 午後二時—五時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 児玉委員長、各委員、戸田第四常置委員会委員長、斯波専門委員

ただし大分大学は代理出席

文部省 西田学生課長

児玉委員長主宰の下に開会。

委員長から、去る十一月七日日本委員会、専門委員会の合同委員会において学生の自治活動について検討し、意見を勘案して小委員会において修正したので、これについて報告をした。

審議内容の主なことは、(1)規範という語について、また問題となつたが、これを在り方と解すればそれではよからうということになつた。(2)課外活動をもつと盛にすべきか。(3)政治的活動の意味。(4)指導方針はあまり細か過ぎてはけない。指導体制としての責任の分担を明確に定めおく必要がある。等である。

委員長から、学長は責任があるので各大学の参考資料としてこれを役立て更に各大学において研究の結果議論が出れば一つの積み上げとなる述べた。

4 第二常置委員会

日時 昭和三五・一一・二四・午後二時開会

場所 東京大学大講堂便殿

出席者 黒川委員長、藤岡、西、伊藤、渡辺、久保、甲斐、各委員

文部省 春山大学課長

欠席者 中沢、吉井委員

一、大学の入学試験問題は、原則として、高等学校卒業生を対象として

適当なる問題を出すべきで、難解に過ぎるような問題やいわゆる浪人高等学校卒業生を対象としないことが大切である。

二、一般教育の学科目については、基礎教育科目との関係を常に考慮し新制大学の責任を果すべきであることなどについて意見を交換、明日の総会において黒川委員長から報告することにした。

(本号第1419頁参照)

5 第一常置委員会および同小委員会

第一常置委員会開催年月日は次の通りである。

昭和三五・一一・二四(木)

昭和三五・一二・二四(金)

昭和三五・一・三〇(木)

第一常置委員会小委員会開催年月日は次の通りである。

昭和三五・一〇・一二(水) 第1回

昭和三五・一一・九(水) 第2回

昭和三五・一二・一六(金) 第3回

昭和三五・一・一二(木) 第4回

昭和三五・二・二四(金) 第5回

昭和三五・四・二〇(木) 第6回

昭和三五・五・二四(水) 第7回

第一常置委員会は、先に文部省から中央教育審議会に対して諮問された事項中、第一項、大学の目的、性格について、および第三、大学の管理、運営について、を担当し、その改善について研究することとなり右の中第一項大学の目的、性格については中間報告を作成して提出した(詳細は本号彙報の部、第四六頁を参照ありし)。

第三項、大学の管理、運営については、継続研究中であり、平沢委員長から第二十二回総会において報告されることになつてゐる。

なお、小委員会委員として、香川愛媛大学長が第3回小委員会より参加されることになつた。

6 一般教育特別委員会

一般教育特別委員会は次の通り十五回開催した。

第1回	昭和三四・一二・一六日(水)
第2回	昭和三五・一・一四(木)
第3回	〃 二・一三(土)
第4回	〃 四・一八(月)
第5回	〃 五・一六(月)
第6回	〃 六・七(火)
第7回	〃 一・七(月)
第8回	〃 一・二九(火)
第9回	〃 二・一五(木)
第10回	昭和三六・一・一三(金)
第11回	〃 二・二(木)
第12回	〃 二・二八(火)
第13回	〃 三・二九(水)
第14回	〃 四・二六(水)
第15回	〃 五・二七(土)

右の中、第6回までの関係記録は会報第18号第二二頁、二三頁に掲載してあるので、ご参照ありたい。

次に、この委員会の中間報告

- 1 大学における一般教育の目標と実施について
- 2 一般教育の管理・運営の組織について
は、会報第十九号第三五頁―第三八頁に掲載してあるのでご参照ありたい。右の中後者は更に検討を加え修正された。これは、本号集報の部第五一頁に掲載ありご参照ありたい。なお、中間報告として
- 3 一般教育、基礎教育科目について(本号末尾集報の部五十三頁ご参照ありたし)この委員会は、引続き
- 4 教養課程における外国語教育について
- 5 教養課程における保健体育について

等について調査研究中であり、詳細については森戸委員長から、第二十二回総会において報告されることになっている。
なお、臨時委員として外国語については、東大前田陽一教授が、保健体育については、東大加藤橋夫教授が参加された。

7 第二十二回総会

(1) 役員会

日時 昭和三五・一一・二五(金)午前九時三十分―十時
場所 日本学術会議控室
議題 総会運営について

出席者 会長副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会。

一、議事日程について

会長から第二十二回総会の議事日程(別紙)につき説明あり、原案どおり承認された。

二、戦没学徒の慰霊祭へ参列について

右につき、動員学徒援護会から、来る十二月三日(土)午前十一時から靖国神社において挙行の趣で、会長あて参列方の案内があつたので、会長がこれへ出席の可否について協議したが、趣旨は別段悪くはないので、事務局長が代理として出席することとした。

なお、和歌山大学長から本日学生生活のスライド映写につき、切なる希望がありこれを承認することとした。

(2) 第二十二回総会議事要録

(第一日午前の部)

日時 昭和三五・一一・二五(金)午前十時
場所 日本学術会議講堂
出席者 各国立大学長

文部省 小林大学学術局長、福田管理局長、春山大学課長、蒲

生庶務課長、西田学生課長、村山教職員養成課長、安
島会計課長、宮地人事課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、議事日程について

右につき、会長から別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、会員の變更について

右につき、会長から、前総会以後における變更について、次のとおり紹介があつた。

大学別	新学長	旧学長
埼玉大学	藤岡由夫	遠藤隆次
宇都宮大学	萩原雄裕	山内源登
神戸商船大学	小谷信市	大羽真治

三、会務について

会長から前総会以後における本会の活動状況について、次のとおり報告があつた。

1 七月十四日浅井人事院総裁に対し、大学教官の待遇改善について会長が向いて要望書を提出した。(会報第十九号第三一頁―三二頁所載)

2 第一常置委員会 九月十二日、十一月二十四日の二回開催

3 第一常置委員会小委員会 十月十二日、十一月九日の二回開催

4 役員会 九月二十四日開催(会報第十九号第二二頁―二六頁所載)

5 茅六常置委員会同専門委員会 十月十四日開催

6 茅三常置委員会同専門委員会 十一月七日、十一月二十四日の二

回開催

7 一般教育に関する特別委員会 十一月七日開催

8 茅二常置委員会 十一月二十四日開催

9 会計中間報告(会報茅十九号茅二七頁所載)

10 大学設置審議会委員候補推薦について

右につき、文部省事務次官から、退任された嶺山お茶の水女子大学長吉田東京農工大学長、山田静岡大学長各委員の倍数六大学長を至急推薦方依頼されたので、次のように十一月四日推薦しておいたので、了承願いたい。

平沢大阪外国語大学長

山中一橋大学長

伊藤信州大学長

久米お茶の水女子大学長

渡辺静岡大学長

井上東京農工大学長

四、昭和三十六年度予算等について

小林大学学術局長から右については、九月二十四日、本協会役員会において概略報告した。本日特に加えることはないが、別紙簡単な表を配付して概略報告することとした。早々のため、落ちたもの、あるいは直接関係のないものも入っているが、あらかじめ御了承願いたい。申すまでもなく、研究費等は、文部省の最も大きい予算を占めている。文部省は例年ここに重点を置いて折衝しており、殊に科学技術の面から、予算の獲得をはかり、大学の教育、研究の充実を図る考えである。その他、厚生補導の関係としては、従来、学生部があるが、先年以来、種々問題を生じ、この際、学生部の職員を更に充実するを要し、専門的職員が必要なので、その増員を図る。学生の厚生施設として要望の強い学生会館等も本年度から大幅増を要求する。更に学生寮はいたみ、形式も陳腐なので、その面から新しい寮を考えて、研究中である。明年度モデル寮を建設する。健康保健の費用、厚生補導の事務費をこの際大幅に増す必要があると考へると、以下別紙各項について詳細な説明があつた。

これに対して、諸般の事項にわたり質問あり、小林大学学術局長から、それぞれに対し、大要次のような説明があつた。

1 学芸大学の卒業者は、確かに、その年の四月六月項は、かなりある状態だが、年度の後半には、全国的には殆ど消化している。本年度は例年に比し、比較的早く消化された。しかし府県の一部では

数の多いところでは、消化の悪いところもあり、アンバランスである。それで、それぞれの教委と大学と連絡を取り、実際の数を操作願っている。これに関連して、自然科学的研究をしている者も相当あると思うので、これを工業高校へ廻されいかと、また、三年程度の工業高校教員の養成では短期大学程度のもとなり、教員とならず他へ行くのではないかと、これは非常にむずかしい問題で、ねらいとしては、優秀な学生を入れ、この際、給費制とし、あらかじめ契約して一定の年限教職に就くように特別の制度を考えている。これについては、法制局では従来の例から法的に相当困難だといっている、この点打開したいと研究中である。

2 昭和三十二年度から実施した理工系学生八千名のうち国立大学の四千名の増募については、従来確かに具体的な事柄よりも目標が先きになり、追いつかぬ実情であつた。これから一万名の増員に対し従来のゆき方では申訳ないので、明年度以降は、専攻の学科や施設等につき、事前にはつきり想定し、早い機会に大学事務局と相談したいと考えている。従来の計画に対しては決して打ち切る考えではなく、設備や教官の予算も考えている。今後の一万人の増募に対しては、前向きとし、建物も併行して実施することとする。学生増募に伴なう教官の増は、いづくしてむずかしいことで、その将来の教官の需要の増加に対応するよう博士課程の給費生のことも考えなければならぬと思つている。

3 農学部中、農芸化学等理工系に近い者は一部増募の予算を要求している。今後、農学部はどうあるべきかは非常に重大な問題で、協議会を作つて検討中である。将来、農学教育のゆき方に非常に影響してくる。学生定員どおり採つてもらいたい。必要な予算は配付する。

4 学生経費等の増額のほか、教官研究旅費も単価を上げ、回数を多くしている。教官の待遇改善については、人事院の勧告もあり、学長、教授は三〇%に近い数字が出ており、助教授以下助手等が給与の面で民間へ流れるのを食い止めるため、その勧告以上に認めてもらうよう、大臣も折衝しているが、勧告の線で実施されるのではな

いかと思つている。教官の旅費のうちには、学会や学生指導のための旅費が含まれてある。文科系理科系の経費の開きは、数年前までは確かにあつたが、今はその格差を考えず、それぞれ同率に増加している。実験実習のための助手、雇員、作業員等もできるだけ増員する。

5 学生の厚生補導の面については、今の学生部は補導の仕事が複雑になつてゐる。教官が学生部長になると、一、二年で交代するのでその下に総括的のことを担当する専門的知識の人が必要である。それで大きな大学には、次長格の者を配置する。また、研修は必要で従来から考えているが、まだ実現していない。ある特定の大学にこれが講座を開き養成するようにしたいと考えている。また、学生会館については、大幅に申請したが、非常に期待されている。今までは五千万円で、一年二カ所の割りである。殆どの大学から要望がある。一応五カ年計画を第一次計画とし、三十前後の大学を想定し、二億円の予算を要求している。現状では、この程度で止むを得なからうと思う。四百億円の予算増はいずれも重要であるが、予算の一部が通らない場合でも、補導費は重要であるので、これに皺寄せにならないようにされたいとのことであるが、これは強力に押してゆきたい、文教予算の編成については、政府も教育施策には重点をおくことを言明してあり、今の文部大臣も非常に熱心である。自民党においても、例えば育英奨学関係予算についても、要求はむしろ小さいとして画期的な規模となり、また本年度の追加予算にしても従来に例のないことで特に認められたときは、これも教育に重点を置く政府の考え方の現われであると思う。文部省においても、できるだけ努力するが、各位におかれても、全体的な雰囲気を作られて推進することも大いに必要だと思つう。

6 多年の懸案である文理学部の問題については、社会科学を専攻として認めるといふ結論に達したかとのことであるが、大体の考え方は、専攻科目を整理して幾つかのグループを作るとの話である。その会合へは一回出席したが、就任早々で、未だよく分らないが、各大学相互間で、それぞれ特色を作ることは結構である。現在のとこ

ろ、案を提出した大学は少ないようである。その後、大学制度の問題で、大学の目的、性格その他全般につき、中央教育審議会へ諮問されているので、その方針が答申されるから、暫らく静観したい。関連して久保高知大学長から、今後の方針として、工業高等学校を多く作り、殊に零細農家の多いところに作るのと考え方がある。臨時工業高等学校教員養成所は、人口の多い所におくような便宜主義でなく、たとえ工学部はなくとも国土開発の上から必要性のあるところへ設けられたいとの希望があつた。

また、会長から、十月四日科学技術会議において、十年後を目標とした科学振興の方策について答申したが、政府もこれを尊重することである。これによれば、十年後の所得倍増計画の完成年度における国民総所得の二％を努力目標とし、四千億円の半分二千億円を研究費とするよう努力することを大蔵省が認めた。この案中、最も強調したことは、今の状態では基礎科学水準の維持は困難で、特に施設、設備の充実整備は、今、実施しなければならぬということであるとの報告があつた。

五、国立大学の施設の問題について

右につき、福田管理局長から、大要次のような説明があつた。「従来、施設の問題は各大学の関心事であつて、文部省としても、その実態の調査をすると、まだまだ非常にできていないものがある。これに基いて緊急整備の五カ年計画を立てた。従来は、計画どおり進行しないことが問題で、私立大学に比して国立大学は遅れている。これを作成したのは、少くとも今までの基準に早く達することと一方には学生増のあとで施設することを止め、事前の前向きに重点をおくこと、また国立大学には、老朽の施設が多いので、できるだけ速かに改善したいとの観点からである。それで、従来の十年の計画を見ると、このテンポでは間に合わないので、五年間に八十万坪を六百五十億円で措置する計画なのである。そこでまず、昭和三十六年度を、第一年度とし、(1)各大学の現状に基づき、応急最低基準(戦前の七〇%)に達するまで五年間に引き上げる。(2)また、定員増に伴ない、応急最低基準まで整備する。(3)一般に、老朽のみならず、老朽でなくとも、教

育、研究上困るもの例えば理工系大学、病院等も含めて改良建築する。これは一般的原則である。国立大学の約七〇%百三十五万坪は木造建物で、そのうち四十年以上を経過した施設は、三十万坪である。今までのテンポでは、その更新だけでも、今後四十年近くかかる。三十万坪のうちにも種々あるが、この程度の建物を早急に改築する。その次の問題は、特に理工系大学では、基準への坪数は、今までの足りない分は、昭和三十六、三十七年度の二カ年で整理する。老朽のものは、三年で整備する。理工系の施設はなるべく重点的に取り上げ、老朽建築も五千点以下の教育研究上支障あるものは改築する。あわせて約十坪である。定員増や理工系学生増募の新しいものは、今後、前向きに整備したい。従つて昭和三十六年度以降五カ年は前向きとし定員増と従来の不足計五十四万坪で、研究所施設もこれに入る。今後の新研究所は別で、今のところ一万五千坪である。理工系約十七万坪で、その他の学部、教員養成大学は別個である。不足坪数、老朽施設の整備は同様で、特に理工系関係は早急に整備したい。従来図書館その他大学全体の管理体制のものは、あまり考えなかつたが、大学全体の施設も分つてものは取り上げる。附属学校も老朽校舎多く、昭和三十六年度から三年間、昭和三十八年度で、一応曲りなりにも完成することになつている。附属病院も不足坪数や老朽のものも相当あり、その近代化、医療看護の安全、病院そのものの運営自体面から施設改善を要するものがあり、できる限り五カ年計画で取り上げる。これらは約九万五千坪である。学生寄宿舎については、老朽のものがあり、利用上にも問題がある。合計九万坪である。全体としては大きな坪数ではないが、老朽のものは早急にやる。

以上、概略内容を説明したが、理工系二十七万坪、二百三十億円、理工系以外三十三万五千坪、二百五十一億円、附属病院九万五千坪、百四億円、学生寄宿舎九万坪、六十億円、計七十九万坪、六百五十億円で、これを五カ年計画で緩急順に実施してゆく。昭和三十六年度には、予算百三十億円を要求している。これによれば、従来の三倍程度進むが、大蔵省はしぶいので、われわれの要求どおり金はいくれないが各位の協力で折衝の最中である。これは必ずしも十分でないが、一応

の不足は充たせると思う。今後の学生増募の問題、あるいは老朽建築物のこと等一応含んでいるので、今後毎年ある程度自動的にスムーズに獲得できるような方向に財政当局の了解事項としてもらえれば、五カ年計画は楽になる見通しである。それで大蔵省や党でこれを取り上げこの計画をかためてもらいたいと申込むつもりである。今の交渉は、大蔵省もそのまま飲むとは考えられないが、大蔵省もその意向を示しているの、うまくゆけばこの了解に達するのではないか。今一つはさき程理工系学生増の問題があり、(別冊十三頁所載)、約四千人増に伴ない、その必要の施設は、四万五千坪で、昭和三十二年度——三十五年度までに幾らか整理したが、半分以上も残っている。これはあと向きのことで、十分整理はできなかった。しかし今後の増募は、まず、過去の未整理二万五千坪を昭和三十六年度にうめるよう大蔵省へ申込む。その九億円、来年度工業教員養成所の確保に必要な三億円を大蔵省へ補正予算を要求している。しかし、なかなか要求に応じないかも知れないが、理屈上は、今までの施設の整理をやり、そのあとで昭和三十六年度のことをやりたい。この補正予算のことは今週末から来週早々に決まるが、大蔵省も非常に無理だというが、過去の未整理は、全くいけないという態度は示していない。うまくゆけば、大蔵省も通過し、万一駄目となつても、昭和三十六年度予算の一体として考えらるべき問題であるので、今一度大蔵省へ交渉してみる。折角出したのだから何とか百三十億円の予算をできるだけ多く獲得し、施設を推進し、国立大学の整備に努力したい。この機会に各位の協力支援を願いたい。なお、細かい点は、質問に応じて答えたい。」

会長から、五カ年計画で軌道に乗せたい。この案の推進に努めたい。それがためにはこの内容をよく知っておかれないと述べた。

戸田金沢大学長から一般教養施設をうしろ向きとした理由は何かとただされ福田管理局長から実行上緊急を要するものは、是非前向きに整備するとの考えで進んでいると答えた。

また、吉井岐阜大学長から、従来の定員増未整備の二万五千坪に關連することだが教室のほかに実験台等の分も是非整備されたいとて、同大学における具体的実例を述べて要望があつた。これに対して、福

田管理局長から、そのような事情は他大学にもありこれには補正予算で要求するとの説明があつた。

六、新委員の所属常置委員会について

右につき、会長から、次のとおり報告があつた。

所属常置委員会名	大学名	新委員
第二常置委員会	埼玉大学長	藤岡由夫
第六同	宇都宮大学長	萩原雄祐
同	神戸商船大学長	小谷信市

(午後零時二十分休憩、昼食)
なお、休憩時間中に、和歌山大学提供のスライドの上映があつた。

(3) 第二十一回総会議事要録

(第一日午後部)

日時 昭和三五・一一・二五(金)午後一時二十分

場所 日本学術会議講堂

出席者 午前に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項の報告

第一常置委員会 平沢委員長

本委員会の重なる仕事は、文部省から、中央教育審議会へ諮問された事項のうち、第一の大学の目的、性格、第三の管理運営につき、全般的に検討することであるが、本日まで第一の事項について検討したが、まだ検討は終っていない。各方面の意見を十分聞いて検討したい。しかも戦後の日本の大学教育の実情を考えなければならぬ。本委員会の委員全部が集合することは無理なので、小委員会を作つて検討することとし、十月十二日、十一月九日の二回会合した。十一月二十四日、第一常置委員会を開催した。また、案を文章にするまでできていない。できるだけ無理のない結論を出したい。大学は多種多様であるが、国立大学としては共通で、この全般の事情が反映し、かつ、

その実情に沿うようにしなければならぬ。各位の意見を承わり、国公、私立大学の全般のことを頭に置くが、問題の重点は国立大学に限定してやる。これには議論もあるが、本協会としては、これが穩当であると思う。今日の国立大学の実情は、新制大学の発足当時の理想のようにはいつていない。一体その原因は何か、その原因は多くあるがそれは出発のとき、十分の見通しや準備がなかつたためである。また出発後にも、必要な施設、設備や教官の裏付けが得られなかつたためである。また、新制大学に事実変つてゐるか。大学の管理に關係の方々、大学教官の全部に新制大学の意図することが十分徹底してゐるか。人によつて見方は種々ある。理念そのものについての検討も必要であらう。大体ヨーロッパ式の考え方で行われた今までの旧制では、少数の人にできるだけ高い教育を盛り込む教養を与えようとし、戦後のアメリカ方式では、比較的多数の人に高い教養を与え職業的能力を持つ学生を作らうとの考えである。それらの考え方は、概念的にはつかんでいても、米式の背景（土地、人、歴史）も違ふから、非常にヴァリエターの形に富んでいる。歐式は古典的に深く、思想的である。われわれ日本人も決して単なる模倣でないが、出発点では、模倣したとの歴史的事実がある。歐式、米式の仕方、自分の考へてゐるような本當に大事なものをつかんでゐるか。そんな点で、もう少し深く掘り下げなければならぬと思つてゐる。次に正確な表現といえないが、研究を主とする大学、教育を主とする大学、または大学院を持つ大学と然らざる大学とがある。非常に漠然な表現だといわれている。それらは何を意味するか、検討を要する。本委員会や小委員会の考へ方はこれには非常に批判的である。その理由もいろいろある。たとへ、新制大学は、いわゆる米式のように大勢多数の職業人を対象とするとするも、大学なる以上は、研究能力、独創力を織り込まなければならぬ。手真似、足真似では大学というには合わない。教育を主とするとするも、そのうちには低くとも研究能力を与えるを要する。知識を集めるのみでは不適當である。それでは大学教育とはいわれない。なお、また新制大学においては、上に大学院があると否とにかかわらず、いわゆる学部課程では、少くとも原則的には一様に考えること

は實際的である。かりに三つの分け方とすると、ある意味では、大学院を持たない大学は、十分成長することはできないか、あるいは自身自尊心を失ない、社会の不当な評価を免れないことになるか。結局、新設の新制大学を整備することは、ややもすると、古い大学の真似する場合もないでもない。そのように新設の大学を整理する面だけでは、新しい意味の新制大学にはならない。各地の実情、大学の背景を考へて、ある意味では古い大学にないような独創的のものを作るべきである。少くとも学部四年課程の新制大学は、大学院の有無に關せず、原則は同一であるべきで、それをいかに運用するかは、大学の背景や土地の事情を考へて、ヴァリエターを持たせることが必要でないか。なお、各大学に十分ヴァリエターを持たせることについては、高等教育機關には、一般性を避け多様性を認めることとしてあるが、現実の歴史をいかにしつかり把握するか十分検討する価値があると思ふ。話の途中であるが、本委員会の小委員会においての話の中、お互にびつくりしたことの一つは、もとの帝国大学はいかにも新制大学になつたが、まだ旧制の形で運営してゐるのではないかということである。いわゆる旧帝大との話が出てびつくりしたことである。もとの帝国大学でも戦後は新制大学になつてゐる。いかにして正しい新制大学にするか苦しんでいる。今度は、大学院は旧制でないかとの考へ方があるが、それは新制大学である。学部の基礎の上に立つので、学部の整備より更に一段劣つてゐる。無理してスタートしたため、四年制の学部で手一杯で、大学院にまで手が及ばないのである。これについては更に検討する。大学院と研究所との關係はどうするかとの話もある。今までの話のうちで、最も大事なことは、新制大学の四年制学部は、大学院の有無にかかわらず一律で、性格は同じであり、また、学部の在り方に歴史的發展を考へて十分ヴァリエターを持たすということである。大学といつても、六・三・三の上は、みな大学で、ここにいう大学とは、何かとの議論があり、言葉の定義を決めなければならぬ程、やかましくなつてゐる。大学の目的、性格について、本協会から提出するには、各位の意見を承わらなければならぬ。ただ、数学的に多数による結論ではなく、内容的に十分話し合ひ、どうするか

案を出していただきたい。各位の意見をいただき、あるものについてはアンケートを要するか、機械的にはゆかない。諮問事項の審議を進めるについては、会長、副会長、各常置委員会委員長で委員を組織し横の連絡調整を図ることにある。

右報告に対し、四年制大学の性格等について論議があつたが、大学の有無にかかわらず、原則として性格は同一であるということについては意見が一致した。しかし、内容的には、研究費の格差はある。従つて、どの大学も、大学院を置けるように本当に成長すれば、競争的でなく、大学院を置いてよいのではないかと話し合ひがあつた。

第二常置委員会 黒川委員長

昨日、本委員会を開催した。本委員会は、大学の入学試験や学科課程、殊に一般教養課程のことについて検討している。

1 入学試験について

先般新聞紙上に、高等学校長方面からとして、大学の入学試験はむずかし過ぎる。あるいは高等学校で教えないこともあり、妥当でない。あるいはあやまつたもの、あるいは多種多様の解釈があるのがあると掲載されていたので、これについて話し合つた。文部省へ何か申出ていることがないかと聞いたところ、何もないとのことであつた。ただ、東京新聞に問題七つ許りあり、そのうち三つは大学として考える余地のあるものがあるが、何等結論は出ない。大学の入学試験は三月のために、高等学校教育は、準備教育のため妨げられるので、入学試験の時期を七月、入学時期を九月とし、明治、大正時代の旧制高等学校当時のようにしてはどうかとの問題が提起された。そのほか若干あるが、これは高等学校長協会で、昭和三十六年度中に討議の結果を申出るとのことである。ただ、以上のような問題があることをお伝えする。文部省の話では、高等学校の卒業生は、大体九十万人で、間もなく百万人になるとのことである。四年制大学の収容人員は十二万五千人、短期大学は三万五千人、計十六万人の収容能力があるとのことである。大体高校卒の十五%の収容能力がある。コナント・レポートによれば、米国も同様十五%のとのことである。ただし、国立大学の収容能力は四万六千人である。文

部省の調べによると、大学は五百二十五校で八十八万人が受験し大體二十万人が入学する。国立大学は定員より三千人位少なく採つてゐるとのことである。教員養成大学や農学部の問題があり、考慮してほしいとのことである。高等学校のレポートによれば、九十八%の回答率で、国、公、私立三千五百校のうち、二十万六千人収容能力をオーバーしているとのことである。主として私立大学に収容しているとのことである。大学の入学試験問題で不適當なものについては、文部省に委員会あり、各方面の専門家が集まり、毎年入学試験問題を検討して各方面へ流している。最近は非常に妥當になつたとのことである。一方、新聞に出るものについては、大学当局としても考慮を要するか。

2 大学の学科課程について

これについては、従来論議してきた。一般教養の学科課程は非常に区々で、例えば、多いものは五十科目、あるいは三十六科目、少ないところで十九科目である。それだけ多くの教官を要する。またクラスの編成がむずかしく、三人で一クラスとなるところもあるような実情である。教官の数は限られ、非常に多い学科目で、学生も多く、それに選択科目の多いところにも問題がある。そこで文部省が、開設科目はどの程度がよいかを調べたところ、大體二十二科目とのことである。それを更に各大学にアンケートを出し、六十一大学から回答あり、そのうちに実情に合わないものがあつたため、結局、三十三大学を集計したところによれば、人文、社会、自然の三系列で、二十三から十二学科目位で、大體、二十科目見當が妥當かとのことであつた。非常に多くの学科目が用意されており、学生は最も試験のやさしい学科目を選んでシニヤに進むので、クラス編成ももう少し考え、選択科目を減らし、四十人乃至五十人位のクラスとすべきかとの話し合ひがあつた。本日、これについて引続き討論する。

これに対し、戸田金沢大学長から、人間教育の観点から、旧制高等学校のように、一般教育を嚴格に取扱われたいとの希望があつた。

第三常置委員会 児玉委員長

本委員会では、学生の輔導のことを主として取扱つており、春以来の学生運動のアップノーマルの状態に対してどうするか、それには学生自治会の正常化が必要と感じ、これが対策を検討中である。前総会に於いて「学生自治会活動の問題点について」（会報第十九号第三二頁—三四頁所載）を報告した。なお、前総会后、本委員会を十一月七日、十一月二十四日の二回開催し、十一月七日には専門委員との合同委員会とした。この報告のうち、「三、改善のための方策」の七項目のうち、第三項の「自治会活動の規範の確立」について、主として取り組んできた。これは、学生が自治活動を行うとき、大学としてどんな心構えで臨むかにつき検討したもので、これについて昨日午後更に詳細に検討を行った。なお、これらは各大学において方針を決定する際の参考に資するものである。また、各大学において相談の結果、不都合の点もあると思うので、それは申出でいただきたい。

第四常置委員会 戸田委員長

学生の厚生問題については、さきに学徒厚生審議会の答申にもありさき程は、また、小林大学学術局長、福田管理局長の両局長からの説明もあり、学生会館等が五カ年計画でできるとのこと、誠に同慶の至りである。一層の御努力を願いたい。なお学生寮も新制大学になつてから、その管理が面倒になつた。第三常置委員会ともよく相図り、万全を期したい。

第五常置委員会 正田委員長

特に報告することはない。

第六常置委員会 山中委員長

本委員会は、十月十四日、専門委員会との合同委員会を開催殆ど全員が出席された。前回の総会の際に、会報にあるように、秋に重点的に絞つて本協会として取上げるとの了承を得てあつたが、偶偶文部省から、財政問題につき特別の連絡があり、その点を中心として協議することとなり、本委員会としては異例であるが、十月十四日に開催することになつたのである。議題は二つで、一つは、本日午前、福田管理局長から説明のあつた国立大学の施設整理のことであり、今一つ

は、総会から委嘱のあつた文部大臣から中央教育審議会へ諮問のあつた事項のうち、大学の財政に関する問題で、この二つの問題について討議した。

(一) 国立大学施設整備について

これまで、文教予算のうち、教官研究費、教官の待遇改善、施設整備費充実の三本の柱について本委員会としては要望してきたが、幸い人事院の勧告あり、教官の待遇も改善の機運に向い、教官研究費等も追々に充実されてきたので、この際、施設の問題に絞ることは妥当かと思う。文部省においてもこの問題を取り上げている。これもまた幸い管理局において各国立大学の実態を調査し、施設費は、昨年度よりは九十億増の百三十億円とした。従来は、文部省の考えよりも上の線を願うのが常例であるが、今回は最少限度この線に本協会も増額を願いたいと、これを第六常置委員会の原案とすることに決定した。この趣旨を明らかにするため前書を付した。前書以外、その内容は全部同一である。しかし、本協会として見るときは、その要求の規模において、また、要求の理由内容について、勿論このままでは満足すべきものではない。例えば、産業経済の発展に伴う科学技術者の増加については考えているが、人口特に生産年齢人口増加と社会文化の発展は世界の傾向で、これに伴う一般大学生の増加が考慮されていない。また、資料中、基礎となる学生数の取り方にも多少問題がある。また応急最低基準が必ずしも満足すべきものでないことなど幾多問題がある。しかし予算要求の現実の枠について顧みる場合、文部省の要求程度でも、まず、これが完全な実現に協力すべきことが先決であると考え結果、不満足ながら、これをさし当り本協会の緊急要請の最低額として提出することを本委員会で決定することとした。なお、前書の終りに協会名を出したがこれはできるだけ早く文部省に協力するため、偶々会長も海外出張中で、勝手ながら、この措置をとつたのであるから、了承を得たい。その際の話では、できるだけ早く、この内容を政府や政党なりへ希望を伝えることが必要だということで、至急文章を作り、力強く申出ることとした。私も努力したが、幸い森戸副会長もおら

れたので運動していただいた。

(二) 大学の財政問題について

これについては確定的な決論はなく、種々意見を伺った。その大要は次のとおりである。

1 大学の会計制度について

非常に特殊性があるので、これが特別措置を制度化する要がある。また、現在の会計制度は繁文縟礼で細か過ぎる。弾力性を持たせるようにすべきか。

2 予算の編成について

新制大学と旧制大学との間に区別はないか。単価のシステムも一般行政官庁と差別がある。教育については一年ごとでなく、長期のシステムを考えられたい。金額分配のことについても種々意見があつた。

3 大学への寄付金の問題について

種々支障がある。具体的には損金の取扱いができない。

4 学内固有財産の管理、運営について

行政財産の運用について合理的にせられたい。食堂の家賃支払い等の問題がある。

なお、国立大学の施設の問題につき、協会の議を経ずに協会名を用いたことを正式にお詫びする。

会長から、ただ今の追認の措置について諍り、追認を了承された。また、財政問題については、毎年三本の柱につき要望書を提出してきたが、本年は教官待遇もある程度改善され、教官研究費も漸次充たされてきたので、本年は、施設整備について力を入れ、これのみ要望することとした。

第七常置委員会 村上委員長

特に報告することはない。

一般教育に関する特別委員会 森戸委員長

一般教育は、今日の大学教育の盲点の一つで、諸方面で論議され、その観点から、この特別委員会が設けられたわけで、順次研究してきた。その第一報は、一般教育の目標と実施、および管理、運営の組織

について、中間報告として、会報第十九号第三五頁―三八頁に掲載してある。これについては、各大学でも身近かな問題であり、私共も慎重に考えている。金沢大学ほか四大学からも提案がある一般教育の組織については、中央教育審議会の問題にもあり、早く結論を出したいと思つているが、種々の事情があり、会合は思うようにできない。十一月七日開催し、さき程の一般教育の管理運営の組織につきあらためて検討し、種々討議した。組織については、中間報告のとおり、大学の型を一つにすることは難しいので、現状を明らかにし、それに即して組織を考えることが妥当であるということから出発し、大体三つの型を考えた。即ち、(1)教養一般教育学部(学部でないが、準学部的のもの)、(2)単科大学に見られるような学科の連絡により目的を達せられるもの、(3)そのほか文理学部、教育学部等で担当する場合である。これに即してそれぞれ違った型で一般教育を担当するのである。この線に沿うて更に検討するつもりである。今の教養部を準学部的に扱うということとは、教養学部を目標とすることではない。専門教育を担当する学部とは性質が異なる。ここでいう学部とは、専任の教官が居て自主性をもつて一般教育を運営するもの意と解釈されたい。一般教育を受けた者は、それぞれの学部に行くのだから、大学全体として関心を持つべきである。又その内容や方法が問題で、横割りか縦割りの問題、一般教育との併行か、または混同される基礎教育科目をどう考えるか。基礎教育に重要な点を占める外国語の教育や、保健体育をも広い意味の教養課程として審議する。本日はまとまつた報告がないことは残念である。序に、中央教育審議会へ諮問があり、その特別委員会が大学の目的、性格につき審議するのであるが、私はその主査に是非にというので、止むなく承認した。これは非常に大事な任務である。私は本協会の関係から、利益代表でないから了承願いたい。この特別委員会は、大学の目的、性格について担当するのであるが、そのほか、諮問事項には、大学の組織、管理、運営、学生の補導、入学試験財政等の問題があり、その審議には、大学の目的、性格が分らないと基本の立ち場が出ないから、それで、この特別委員会ができたのである。大体四月頃までにこの仕事を終わりたいと思つている。それで大

第三常置委員会 児玉委員長

本委員会では、学生の補導のことを主として取扱つており、春以来の学生運動のアップノーマルの状態に対してどうするか、それには学生自治会の正常化が必要と感じ、これが対策を検討中である。前総会に於いても「学生自治会活動の問題点について」（会報第十九号第三二頁—三四頁所載）を報告した。なお、前総会后、本委員会を十一月七日、十一月二十四日の二回開催し、十一月七日には専門委員との合同委員会とした。この報告のうち、「三、改善のための方策」の七項目のうち、第三項の「自治会活動の規範の確立」について、主として取り組んできた。これは、学生が自治活動を行うとき、大学としてどんな心構えで臨むかにつき検討したもので、これについて昨日午後更に詳細に検討を行った。なお、これらは各大学において方針を決定する際の参考に資するものである。また、各大学において相談の結果、不都合の点もあると思うので、それは申出でいただきたい。

第四常置委員会 戸田委員長

学生の厚生問題については、さきに学徒厚生審議会の答申にもありさき程は、また、小林大学学術局長、福田管理局長の両局長からの説明もあり、学生会館等が五カ年計画できるとのこと、誠に同慶の至りである。一層の御努力を願いたい。なお学生寮も新制大学になつてから、その管理が面倒になつた。第三常置委員会ともよく相図り、万全を期したい。

第五常置委員会 正田委員長

特に報告することはない。

第六常置委員会 山中委員長

本委員会は、十月十四日、専門委員会との合同委員会を開催殆ど全員が出席された。前回の総会の際に、会報にあるように、秋に重点的に絞つて本協会として取上げるとの了承を得てあつたが、偶偶文部省から、財政問題につき特別の連絡があり、その点を中心として協議することとなり、本委員会としては異例であるが、十月十四日に開催することになつたのである。議題は二つで、一つは、本日午前、福田管理局長から説明のあつた国立大学の施設整理のことであり、今一つ

は、総会から委嘱のあつた文部大臣から中央教育審議会へ諮問のあつた事項のうち、大学の財政に関する問題で、この二つの問題について討議した。

(一) 国立大学施設整備について

これまで、文教予算のうち、教官研究費、教官の待遇改善、施設整備費充実の三本の柱について本委員会としては要望してきたが、幸い人事院の勧告あり、教官の待遇も改善の機運に向い、教官研究費等も追々に充実されてきたので、この際、施設の問題に絞ることは妥当かと思う。文部省においてもこの問題を取り上げている。これもまた幸い管理局において各国立大学の実態を調査し、施設費は、昨年度よりは九十億増の百三十億円とした。従来は、文部省の考えよりも上の線を願うのが常例であるが、今回は最少限度この線に本協会も増額を願いたいと、これを第六常置委員会の原案とすることに決定した。この趣旨を明らかにするため前書を付した。前書以外、その内容は全部同一である。しかし、本協会として見るときは、その要求の規模において、また、要求の理由内容について、勿論このままでは満足すべきものではない。例えば、産業経済の発展に伴う科学技術者の増加については考えているが、人口特に生産年齢人口増加と社会文化の発展は世界の傾向で、これに伴う一般大学生の増加が考慮されていない。また、資料中、基礎となる学生数の取り方にも多少問題がある。また応急最低基準が必ずしも満足すべきものでないことなど幾多問題がある。しかし予算要求の現実の枠について顧みる場合、文部省の要求程度でも、まず、これが完全な実現に協力すべきことが先決であると考え結果、不満足ながら、これをさし当り本協会の緊急要請の最低額として提出することを本委員会で決定することとした。なお、前書の終りに協会名を出したがこれはできるだけ早く文部省に協力するため、偶々会長も海外出張中で、勝手ながら、この措置をとつたのであるから、了承を得たい。その際の話では、できるだけ早く、この内容を政府や政党なりへ希望を伝えることが必要だということで、至急文章を作り、力強く申出ることとした。私も努力したが、幸い森戸副会長もおら

れたので運動していただいた。

(二) 大学の財政問題について

これについては確定的な決論はなく、種々意見を伺った。その大要は次のとおりである。

1 大学の会計制度について

非常に特殊性があるので、これが特別措置を制度化する要がある。また、現在の会計制度は繁文縟礼で細か過ぎる。弾力性を持たせるようにすべきか。

2 予算の編成について

新制大学と旧制大学との間に区別はないか。単価のシステムも一般行政官庁と差別扱がある。教育については一年ごとでなく、長期のシステムを考えられたい。金額分配のことについても種々意見があつた。

3 大学への寄付金の問題について

種々支障がある。具体的には損金の取扱いができない。

4 学内固有財産の管理、運営について

行政財産の運用について合理的にせられたい。食堂の家賃支払い等の問題がある。

なお、国立大学の施設の問題につき、協会の議を経ずに協会名を使用したことを正式にお詫びする。

会長から、ただ今の追認の措置について語り、追認を了承された。

また、財政問題については、毎年三本の柱につき要望書を提出してきたが、本年は教官待遇もある程度改善され、教官研究費も漸次充たされてきたので、本年は、施設整備について力を入れ、これのみ要望することとした。

第七常置委員会 村上委員長

特に報告することはない。

一般教育に関する特別委員会 森戸委員長

一般教育は、今日の大学教育の盲点の一つで、諸方面で論議され、その観点から、この特別委員会が設けられたわけで、順次研究してきた。その第一報は、一般教育の目標と実施、および管理、運営の組織

について、中間報告として、会報第十九号第三五頁―三八頁に掲載してある。これについては、各大学でも身近かな問題であり、私共も慎重に考えている。金沢大学ほか四大学からも提案がある一般教育の組織については、中央教育審議会の問題にもあり、早く結論を出したいと思つているが、種々の事情があり、会合は思うようにできない。十一月七日開催し、さき程の一般教育の管理運営の組織につきあらためて検討し、種々討議した。組織については、中間報告のとおり、大学の型の一つにすることは難しいので、現状を明らかにし、それに即して組織を考えることが妥当であるということから出発し、大体三つの型を考えた。即ち、(1)教養一般教育学部(学部でないが、準学部的のもの)、(2)単科大学に見られるような学科の連絡により目的を達せられるもの、(3)そのほか文理学部、教育学部等で担当する場合である。これに即してそれぞれ違った型で一般教育を担当するのである。この線に沿うて更に検討するつもりである。今の教養部を準学部的に扱うということとは、教養学部を目標とすることではない。専門教育を担当する学部とは性質が異なる。ここでいう学部とは、専任の教官が居て自主性をもつて一般教育を運営するもの意と解釈されたい。一般教育を受けた者は、それぞれの学部に行くのだから、大学全体として関心を持つべきである。又その内容や方法が問題で、横割りが縦割かの問題、一般教育との併行か、または混同される基礎教育科目をどう考えるか。基礎教育に重要な点を占める外国語の教育や、保健体育をも広い意味の教養課程として審議する。本日はまとまつた報告がないことは残念である。序に、中央教育審議会へ諮問があり、その特別委員会が大学の目的、性格につき審議するのであるが、私はその主査に是非にというので、止むなく承認した。これは非常に大事な任務である。私は本協会の関係から、利益代表でないから了承願いたい。この特別委員会は、大学の目的、性格について担当するのであるが、そのほか、諮問事項には、大学の組織、管理、運営、学生の補導、入学試験財政等の問題があり、その審議には、大学の目的、性格が分らないと基本の立ち場が出ないから、それで、この特別委員会ができたのである。大体四月頃までにこの仕事を終わりたいと思つている。それで大

学目的、性格につき諸方面の意見や、本協会の意見も十分承る筈である。十二月五日に、各団体で、関心を持って研究している方面から意見を聞くことになっている。大学関係その他の面で、産業団体や大学に関心の多い団体からも意見を聞きたいと思つてゐる。いずれにせよ、十二月五日までに本協会からも、殊に第一常置委員会で、この事を含んで、総会を経ないが大体の大筋の点でも、意見を承る事ができれば、中央教育審議会としても仕合せと思ふ。できるだけ寄与されたいと思ふので述べた。

これに対し、平沢第一常置委員会委員長から、森戸委員長へ私の私見を詳しく述べておいた。本協会から、私が出ればよいとなれば私が出てよろしい。勿論、協会としての意見は準備はできないが、時間が許せば、第一常置委員会だけは報告の原案だけでも話したいと思つてゐる。そのとき、本協会としての発言をすることになれば、第一常置委員会の考えをできるだけ公平無私に良心的に述べるつもりであると述べた。

都崎茨城大学長から、一般教育の管理運営組織の三つの型の内容が問題になる。一般教育を行う際、学生の指導把握について質問あり、森戸委員長から、それは大事な問題で、時間があれば、学生の補導と関連して考えてゆきたい。学生指導の責任がどこにあるか、誰か責任者があつて学生の指導に当ればよいと思ふ。組織運営の問題があるから、その際に検討する。一般教育の問題は、大学教育改善と関連して密接な関係がある。文理学部、教育学部それぞれ自身問題があり、その担当する一般教育について、できれば具体的な考えが出ればよいと思ふが、必ずしもできるとは申し兼ねると答えた。

(4) 第二十二回総会議事要旨(第二日)

日時 昭和三五・一一・二六(土) 午前九時半

場所 日本学術会議講堂

出席者 前日に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項の報告

第一常置委員 平沢委員長

昨日大学の性格につき懇談したが、大体の筋道は昨日報告のとおりである。今日は六・三・三のあとは、みな大学教育で、広い意味では大学院も含まれる。その意味で、昨日の報告について何か意見があれば承りたい。

なお、会長から、昨日の報告では、学部はどの大学でも同一性格で、差はない。大学院の有無によつて相違があるとの意見だつたと思ふがこの第一常置委員会の取扱いに対して意見はないか。殊に来る十二月五日には、中央教育審議会の特別委員会へ出席して本協会としての意見を述べることになつてゐるので、この際多くの人々の発言が望ましいとの補足があつた。また、平沢委員長から、十二月五日にはあまり細かいところでは必要はない。大体、第一常置委員会や、本総会での意見を基にし、必要があれば私の意見を述べる。問題は大きいから、本協会で検討中で、最終的結論はない。いずれ文章をもつて提出するつもりであるとの説明があつた。これに対して、大要次のような話し合いがあつた。

野村弘前大学長から、学部は同一であるとのことであるが、文部省もそう考へてゐるか、その取扱いはどうかと質され、平沢委員長からこの問題は大学の目的、性格でなく、管理、運営とも関係あり、実際の行政面と大学の将来あるべき姿を検討し、現実の面と将来の面とを方向づけなければならぬ。本協会としては、現実のことを十分頭に入れながら、日本の将来を考へて方向づけることに重点をおくべきである。その方向づけを具体的にすることは、また別の段階か。昨日の五カ年計画等は、今までの行き方としては大きな前進であるが、これも大きい立ち場では、文部省と本協会とは一つになつて予算を取るべきものと思ふ。まだまだ日本の本来あるべき姿ではない。これは文部省に願うのみではなく、大学の立ち場で考へべきである。この結論は文部省に出すが、あるべき姿を出し、そのうち、できるものを実行するとの、二段構えになるものと思ふと答えた。

小牧滋賀大学長から、新制大学の統合整理につき、文部省や本協会

として考えないかとの質問があり、平沢委員長からこれは望ましいことだと思いが、行政面でいかにやつてゆくかは問題である。古い大学では、学部がそれぞれ古い歴史の発展があり、これらを考えなければならぬのでないか。一県一大学は無理である。それがなるべく自然の立ち場で統合されれば結構だと思つたと答えた。これにつき、森戸広島大学長から、この問題は、産業界でも、三、四年前に問題となつた。発足当時は、できるところは必要があつて出来るのかとも考えた。政府には大学は多すぎるとの意見があり、私共は大学の予算を増加するよう要求した。このことは私共も考えるが、夫々の大学自身も考えられたい。大学の現状を考へべきである。私が文部省にいたとき新制大学が発足した。国立大学は割合少数に止め、地方はカレッジとの考えが米側にあつたが、それには種々の事情があり、地方は国立大学にしてもらいたいとて政党が間に入り、凡て国立大学となつた。そのうちには、ユニバーシティー、カレッジ、インスチテュートが含まれていると思つた。従つて大学としての弱いところもある。例えば四国などは、割合に小じんまりしているので、何か協力できないかとの意見があつた。しかし、一度分けると、協力に限度あり、実際に賛成が得られなかつた。こんな状態で一時に多くの大学ができたが、凡てがユニバーシティーでなく、各種の高等教育機関との考へ方が含まれていた。当時、凡ての大学が東京大学のようにするがいいかとの疑問が出たが、むしろ二、三種の段階的がいいのでないか。一時に同一にすることはできない。その事情からも、一度考えなおすべきでないか。各大学の希望もいろいろあるが、全体の大学は個々の大学のことも考へどんな特色を持たせるか、自分の利害のみでなく、日本全体の教育をどうするか、冷静に考へべきでないか。大学は客観的に考へるの修練を積む必要がある。世界の高等教育機関はどうなつてゐるか、皆一本の大学と云うところは他にはない。日本の四年制大学は、戦後、急遽できたので、熟していないのでないか。当の米国も、それぞれ特質を持つてゐるので、それに倣らうか。また、西欧は、高等教育機関は、歴史的に種々の性格を持つて発達して来ている。日本は、日本の背景や歴史を考へ、それを基礎として大学を高い水準から考へる必要がある

のでないか。大学の統合整理については、以上の事情があるので、これに即して実情を更に考へることは私共の課題であらうと述べた。これに関連して、久保高知大学長から、ただ今、四国のことが話に出たが四国では、四国一大学の意図の約束で出発したが、何時の間にか、各県の思わくが区々となり、最初の責任額の負担もしぶるようになった。余程客観的事情がなければ短兵急にはできないので、慎重に考へなければ、ならないと思つたと述べた。

会長から、大学の使命の根本は、大学は研究、教育の場であるといふことである。卒業生の性格はどうか、如何にして社会の要請に応へた卒業生を出すか、卒業生の数が足りないということもある。採用難で不本意ながら、基礎的部門の卒業生を採つたが、それが最もよかつたとのこともある。関西商工会では、もつと専門教育をしてほしいとの要請があつた。特に電気、機械方面では、基礎教育を望み、あとは会社で教育することである。卒業生の性格をどうするか、すぐ役に立つ者と今後、五年、十年の将来のポテンシアルテイのあるものと思つて望んでいる。直ぐに役立つ者は、専科大学のような別の学校を作るべきか。この意味では学部は同一であるが、それでは学問の基礎水準維持は困難となるので、それは主として大学院や研究所の基礎研究に待つべきものと述べた。

小牧滋賀大学長から、大学が多すぎるとかの話が、第一常置委員会へ出たかと質され、平沢委員長から、それは諮問事項第二項の設置組織の問題であるが、しかし、これは、大学の目的、性格とは、密接な関係があり、少なくとも話の対象にはなる。この点はまだ十分検討していない。多過ぎるとは、観念的な問題でなく、統計的、数字的でないければならない。十分検討を要すると答えた。これに関連して、渡辺秋田大学長から、新制大学は十分発展しないが、この制度ができたのは米国に押しつけられたのである。文部省も政界も多過ぎると厄介視する有力人もある。しかし、産業界や理科学系では、卒業生は足りないと。産業界や政界は目ざめているこの機会に十分拡充するよう努力すべきではないか。歩調を合わすべきことは、どんな性格にするかといふことで、これは大きい問題である。それには、平等な取扱

とし、その上に大学院を置くとすれば、大学院もはつきりすることに
なると述べた。

第二常置委員会 黒川委員長

昨日報告のほかは特別なない。入学試験の問題は、各自十分高等学校
の教育を阻害しないよう自粛することとした。話は、学科課程から制
度にも及び、岡山大学以下四大学から申出があつたように、教養部
と制度化の希望あり、一致して教養コースに責任者を得たいとのこと
であつた。東京大学以外は責任者は不明確である。それでは教養課程
を進めるには困難だから、責任者を認めるように制度化されたい。次
に選択科目は非常に多過ぎて、教官の担当時間にアンバランスがあ
る。文部省のアンケートによれば、三系列で二十学科目程度がよかろ
うとのことであるが、そのうち、何をやるか、歴史的、伝統的に各大
学が望ましい枠をきめ、それに時間をかけ、それに合わせるようにし
たらいいのではないかとのことであつた。

今中佐賀大学長から、教養部の責任者に最も望むことは、管理職員
手当を出してもらいたいと思うことで、これを制度化すればよいが、
どうなつているかと質され、春山大学課長から、制度化のことは、今
は法令的根拠はない。事実上教養部と称している。規則では分校に当
るが、これには長はない。教養部主事として出したらどうか。一つの
独立した学部にするのは併行して考えるべきであらうと答えた。
これに関連して、黒川委員長から、ただ今、学部にするとの話が出
たが、全く独立するものまでは考えていない。それはシニアの注文が
あり、密接な関係を持つもので、教養学部ができ、独立の部局として
教授会を持つと、シニアの注文、協力は困難な問題ができると思うの
で、準ずるものとして統合し、シニアと十分連絡し、大学全体として
の組織を持つものとし、全く独立の部局には、まだ考えていないとの
説明があつた。

戸田金沢大学長から、もつと大事なことは、高等学校から大学へ入
学するとき、初の一年は、十分取縮することは、学生の勉学上、補導とも
関連して最も必要なことである。今は教養部に任せ、その責任者はな
く、従つて学生は勉学しない。長崎大学では、これを改正実施した例

があるから、その経験を承わりたいとの希望あり、これに対し、北村
長崎大学長から、七、八年前大村に分校あり、そこに専任教官三十
一名、それに事務組織があつた。これが四、五年経つて、分校主事は各
学部に属することとなり、それぞれ各学部へ入つた。ところが、一昨
年以來、各学部から強い希望があり分校を独立させ、専属教官を置く
ようにとのことで、本年五月分校が独立し、事務部も復帰し、今では
二十一名の専任教官あり、学内では教養部と称し、文部省へは分校と
してある。学部との摩擦、独走は困るので、今は主事は学長が兼任し
ている。また、教官は十名欠員がある。独立したものの教授会の運営
は困難であるとの説明があつた。森戸広島大学長から、教養部の組織
は、学校の型によつて違う。教養部で、一般教育を担当する専任の教
官をおく可能性のある大学と、そうでない大学とでは、違いがあると思
う。東京大学は教養学部があるが、他は真似はできない。その可否
は問題で、むしろ真似しない方がいいのではないかとて、その組織と
内容について説明があつた。ただ、一般教育特別委員会として、最も
お願いしたいことは、一般教育の意義が、新制大学の一つの特色であ
ることが徹底せず、それが担当の教官にも徹底していないうらみがあ
り、このため、一般教育の健全な発展に支障を来たしている。それで
各大学の殊に一般教育の担当教官にこのことを理解することを希望し
たいのであると述べた。

早坂島根大学長から、一般教育と基礎教育との関係について質され
森戸広島大学長から、それは私共の問題で、基礎教育は、一般教育に
関係ないことではなく、一般教育の趣旨を活かして基礎教育科目をや
つて貰いたいのが今は純粹に狭い意味で行われている場合があり、その
点もよく研究する。一般教育は専門教育とはちがつた意味で行われる
のが本筋であると思う。基礎教育に関連しながら、一般教育を生かす
にはどうするか、その細目の結論がない。次回から、やや具体的に大
筋に沿うて検討する段階であると答えた。

岩崎和歌山大学長から、一般教育の成果のないことは事実で、一般
教育には三系列あり、そのうちで主要科目については一般教育からは
ずして基礎教育にすれば、重複を避け、専門教育を充実することがで

きる。今、三十六単位を要求されているが、具体的にそのうち十二単位を基礎教育へ廻し、二十四単位を専門分野にとらみ合して人文系には自然科学的学科、理科系には人文科学的学科に置き換えれば理想的でないか。年来の経験から、そう考えたと述べた。それに対して、森戸広島大学長から三系列の学習をその人の将来の専門を考え、平等にしないで、一般教育の時間を短縮する上からなら考えられる。それを基礎教育科目にするかどうかは別のことであると述べた。

第三常置委員会 児玉委員長

別紙「学生自治会活動について（中間報告）」を篤とお読み願いたい。御意見あればお伝え願いたい。これは飽くまでも参考案で、それぞれの大学で、何かの参考になればとの考えである。このうち特に問題になることは、政治的活動（第二頁3、(1)）の意義の困難なことである。その他一、二説明があつた。

会長から、相当検討を要するが、意見があれば、児玉委員長まで申出られたいと述べた。

第四常置委員会 戸田委員長

特に報告することはない。

第五常置委員会 正田委員長

1 大学間の教官交流について

各大学間に特色を持たせ、大きな意味の交流の組織を考えられたい。流動研究員は、この観点から非常に役立つのではないか、この制度を十分生かし、充実拡張することは望ましい。この交流のためには宿舍を要し、更に一步を進め、外国との交流上にも必要である。これを文部省への要望でなく、委員会として希望を述べることとしたい。

2 本委員会へ委嘱された諮問事項中の「大学の設置および組織編成については、種々話し合つたが、各地方に特色のあるものを設置したい。これについては、第一常置委員会と連絡して更に検討する。」

なお、現在の事情については、文部省における卒業生就職状況等の調査を大学の設備につき参考にするべきだとの話があつた。

会長から、附置研究所、共同利用研究所は、共同利用研究の目的であるが、この趣旨が薄らいできているようだが、いずれも共同利用研

究に違いはないと思うがどうかと質され、正田委員長から、それは話題になつた。そこには宿舍はあるが、それは共同利用研究のためのみでなく、それを他の研究所、大学にまでひろげたい。流動研究員制度はこのため設けられたのであるが、これには宿舍が欠けているのでこれを整備したいと話し合つた旨答えた。

第六常置委員会 山中委員長

特別ないが、昨日の報告に関して、二、三追加する。

1 昨日の施設の五カ年計画、学生会館（モデル）が出ていないがこれは文部省の予算獲得の技術上入れないのであるから、その点を確認されたい。

2 施設整備については、今回は最優先とすることとした、これは従来の他の二柱を軽んずる意味ではない。この点明確にしたい。

3 学生増募のときは、嚴重に前向きとし、これを原則とすることとした。

4 学校法人のことは、一部に意見があつたが、特別会計制度や大学自治にも関係があり、俄かに法制上取りあげ兼ねるので、慎重な考慮を要する。

戸田金沢大学長から、昭和三十六年度から、理工系学生一万人増募することであるがこれが実施は容易でないことだから、この際特に教官の定員を増し、教育上支障ないよう処置せられたい旨、また、長谷川福井大学長から、一般教育は非常に重要であるが、その教官がなく、困つているので学内の増員に伴つて一般教養面の教官も増員配置された旨をそれぞれ希望があつた。会長から、ただ今の問題はいろいろ悩んでいるところであるが、小林大学学術局長も聞いておられるので、その趣旨は徹底することと思う。また、学生増募の際には前向きとすることを特に強調することについては、山中委員長とも諮りその趣旨を要望書に盛り込むこととすると述べた。

第七常置委員会 村上委員長

(一) 臨時工業高校教員養成について

1 昨日の総会で、問題の臨時工業高校教員養成の問題は、各大学共通の問題で、教員養成の建前から、かなり重要な問題なので取

り上げた。それは免許資格の問題である。現行では、高等学校の普通教員免許状は、大学の四年課程で所定の単位の履習が要求される。これは基本原則である。しかるに今度は、教科課程で一般教育は必ずしも含まれていない。また、教員の免許法に規定されているものは、必ずしも含んでいない。このような教育課程では普通免許状は与えられないと考えられる。そうならば正規の授業は担当できないこととなる。しかるに、卒業生は資格があることとなる。これはどうか。

2 若し、普通免許状を与えらるゝとなれば、今の教員免許状の基本原則を変更しなければならないこととなる。今の制度につながる問題で、臨時工業高校教員養成のために、全般的に関係することとなるので、重要な問題となる。改正しないと、正規の免許状を与えられないこととなる。若し正規の授業をすれば、教員免許法に違反することとなる。これに触れない認定の方法があるかどうか。

3 さもなくとも、認定の資格が果してあるかどうか、教育課程の内容から見た問題であるが、それを抜いても、修業年限からも問題がある。それに教育課程三年の建前から、三年で可能ということになる。四年課程大学を必要との制度原則に反する。これは次の問題である。

4 この点を考えて見ると、臨時教員養成は、大学の中に設けられることになつても、大学の四年課程と別個の異質的な取扱いとすべきものと考えられる。大学の四年課程は、一般教育と専門教育とが重要な柱である。その一つが欠ければ、大学と考えるのはおかしい。違つた教育と考え、それは大学教育と区別すべきか。これが果して期待どおりの教員を確認できるかどうか。入学志願者はあるだろうか、卒業して教職に就くだろうか。入学志願者

5 これに関連して、昭和三十八年度から始まる高校急増による教員養成の問題はないか。この際本委員会の論議では、教員養成学部を出る人は中学校、高等学校の二級免許状を得る。専攻科を出れば一級を与えられる。特設課程と云うのもある教員養成大学は

重要な役割を持つてゐる。

(二) 教員の需給対策について

卒業生就職の問題については、困難に当面してゐる。他専門学部は、卒業と同時に就職してゐる。その意味で確に就職難である。しかし、多少時間はずれが、年内には略々就職する実情である。しかし、確かにこれを府県、地方別、小、中学の学校別、教科別(例えば社会科、国語、算数)間には過不足あり、教員需給のアンバランスがある。就職難の解決には、地域別、学校別等のアンバランスを解消しなければならぬ。その対策には、文部省や大学も努力してゐるが、必ずしも効果は十分上げられてゐない。それで文部省、大学、教育委員会間で連絡を取り、そのためには、中央、地方ブロック別に強力な常設機関を設ける要がある。しかし合理的な調節を図つても、緊急対策にも限度があるので、これには第一に考うべきことは恒久対策である。それには一学級当りの児童数の基準を下げることである。第一次には一学級五十人当りとし、第二次更に四十人当りへと強く打ち出すことが必要である。これが実施されると日本の教員水準もはじめて欧米並みとなるのである。これを実施するには、今は最も好い機会である。それは昭和三十五年から児童数は減つてゐる。昭和三十八年から中学生が減る。昭和四十一年から高等学校生徒は大いに低くなる。昭和四十四年には、小、中、高校児童生徒数が最低の横這いとなる。この機会に四十人に下げることが必ずしも困難でない。昭和三十七年度までに差引中学校教員は約一万五千人増加する。これを維持することが必要である。昭和四十年までに高等学校教員約三万人増加し、これを維持しなければならない。この増四万五千人維持できれば略々安定する。そうならば、その減耗率を補充してきた供給率から推定すると略々一万五、六千人必要となる。これは今の募集員数に相当する。これで卒業生による教員需給が安定することとなる。これは同時に教員養成の安定となる。同時に教員水準向上と教員の安定となる。これが恒久対策である。これは文部省も検討し、第七常置委員会で特に取り上げるところである。教育大学協会でも取上げるようになる。本協会や各大学から

も援助を得たい。

教員の需要供給問題のほか、教員養成制度には改善を要する問題は沢山あるが、その方策の実施には、窮極にはこれを強く要請したいと希望している。

二、一般問題の自由討議について

(一) 科学研究費の配分について

渡辺静岡大学長から、科学研究費の配分について意見を伺いたい。これは旧帝大とその他の大学との間に開きがある。昨日小林大学学術局長の話によれば、昭和三十五年度の科学研究費は十八億円教官研究費は六十三億円とのことで、大体、科学研究費は、三分の一より若干少ない。教官研究費は、既に決められた配分であるが科学研究費の配分は、自主的に配分を解決できる。その見地から、昭和三十五年度、昭和三十四年度において、どう配分されたか調査した。国立大学は、大学院の有無で考えるのが妥当とのことであるが、それはどうか。機関研究費および総合研究費は、旧帝大に多く配分されていることは間違いはない。問題は、各個研究である。個人の創意をこの研究費により生かすとの趣旨であり、従つて個人のアイデアを生かすことは、研究者の数に配分の大きさがあるので、国立大学の研究者を調べたいのであるが、その資料がない。その結果、考察分析の資料として、学科数を取り出し、一学科一単位とし、医学部も同様とした。その他附置研究所については、自然科学系研究所の学科は一・五学科、医学部関係は、大体二分の一位に見積り、〇・五学科数とした。研究者の数の代わりに、学科数を見た。これで医学関係はAグループとした(別表について説明)。この数字の比較は杜撰であるが、これから見ると了解されると思う。旧帝大とその他の大学において、やはり各個研究の配分は殆ど匹敵している。しかし、工、農の比は甚しく相違している。即ち工は、旧帝大は新設大学の約二倍、農は約三倍で偏在しているといえる。どうしてこのように偏在するか、注意を喚起するを要する。その理由は、審査委員の配分によることと思う。(別表第二表)。新設大学は研究の在り方に関心がないのであるか。審査委員に東京在住者が多

く、新設大学の研究者について、不案内なためでないか、それで審査委員は、東京在住者と地方在住者を半々に願いたいとの希望があつたと述べた。

これに対し、会長から、審査委員は日本学術会議で推薦するが、その前は学会で絞ると述べた。

(二) 高等学校急増の対策について

右につき、都崎茨城大学長から、大要次のような意見の陳述があつた。

1 昭和三十八年度以降、高等学校が非常に多くなる。その教員補充の対策はこれは容易でない。経費も要するが、それよりも必要な教員を得られるだろうか。三〇%以上の増となる。特に理科教員の問題あり、見当がつかない。社会系教員は、私立大学から質はとにかく、員数は得られるだろう。規定を緩和するとしても、結局質は悪い。科学技術振興の面からも理科系教員増員の計画はどうか。その意見ならびに対策を伺いたい。

2 理工系学生一万六千名増募のうち、六千名は短期大学による。その学生増募のため、大体、四十乃至五十校が必要となる。国立は経費の負担はどうか。六千人は短期大学によると発表しているが、これはどうするか。短期大学は約三十校、主として夜間で既に職を持つ者であり、高等学校は三年で、実際問題として二年の短期大学では、内容的にどうか。法案の取扱い、将来の見通しはどうか。

3 理工系学生一万人増であるが、昭和三十二年以来の八千名で相当無理を重ねており、今後は、弾力性のないところで非常に骨が折れる。施設は金でできるが、教員はどうするか。工学部だけでなく、理学部および文理学部の理学部の拡充を考えられないか。文部省の計画、考えを伺いたい。

これに対し、小林大学学術局長から、高等学校教員の補充関係は教職員養成課長から答える。理工系学生に関しては、短期大学六千人養成となるが、今の財政状態からして、主として国費で設置するかとの質問であるが、大体その傾向である。さきに八千名増募のと

きは、その四割は私立であつた。私立の短期大学も従来とは多少変つてゐるが、漸次できてゐる。なお、短期大学に前期課程をつけた五年制のものを短期大学の改善として文部省から法案を提出したが今は中央教育審議会で、大学全般殊に大学の目的、性格について、特別委員会を設けて審議中であるから、その結果が出てきて、例えば短期大学や専科大学をどうするかとの案が出れば、その線に沿つて制度を考えることにしたい。今、制度研究の最中に、それを文部省が無視して提案するはどうか。理工系学生一万人の増募に際しては、工学部のみでなく、理学部も当然である。科学技術関係の必要な特別の学科を増したい。文理学部中の理学部のことについては、その改組、拡充は別個の問題で、直接関係はないと答えた。

また、村山教職員養成課長から、昨日小林大学学術局長から説明があつたとおり、急増期間中等学校生徒は百五十万人ふえる。これに対し、学校の新設、学級増加し詰等の計画である。これに必要な教員の概数は三万人である。年平均一万人である。これは全国的全般の対策である。各教科別にどれだけの教員が必要か、その対策は、まだはつきりしてゐない。年一万人を要するとすれば、一教科当り千人前後の教員を要する。今、供給の態勢を見ると、高校教員免許状を取る者は年実数三万五千人位ある。教科別に見ると、一教科当り千人以上が免許状を取つてゐる。従つて一学科平均三倍以上の取得者があることになる。志願者の数も一万人以上あり、総数的には急増期間中も、必ずしも高校教員は、それ程不足でない。ただ、教科別には、相対的に不足のものがある。(例えば、数、理、理、化、商のうち特殊科目等)。数、理の対策は未定である。今、臨時教員を養成することは望ましくない。他方面も需要が多いから、理、数の総体数をふやしたい。義務教育面では増加することはないので若干の余力が出る。少なくとも急増期間中は、高校教員に振り向けてもよいではないか。特に、理、数の教員は、教養学部で留意し一部の急需需要に沿うを要する。現状においては、入学者は決められた学生の全数を消化できず、増募することはむづかしいので、少なくとも定員だけは入れるよう配慮願いたい。なお、高校増設計画が

具体化してから検討したいと答えた。

(四) 国立大学間の差別待遇撤廃について

戸田金沢大学長から、国立大学間では差別待遇はしないとの原則を確立したい。さき程、渡辺静岡大学長から、科学研究費の配分についても説明があつた。もともと新制大学発足当時から、差別待遇はないとのことであるが、それが年々重なつてきており、無定見と感ずる。教官の海外派遣費についても今までのところ旧大学が優先されていることは事実である。機関研究費についても医学部が優先している。その他種々の観点から、このような観念を捨てて考へて見るべきでないか。総長の名称についても不可解であると述べた。

三、国際大学協会総会開催について

右につき、森戸広島大学長から大要次のような報告があつた。

国際大学協会は、本協会と直接には関係はないが、間接にはある。その総会に本協会へも招請状が来ている。一九六五年日本で国際大学協会の総会開催と決まつた。その点で日本の国、公、私立大学の協力を願いたい。その関係で特に報告させていただきたい。本年九月十二日から十六日までメキシコにおいて第三回総会が開催され、私は理事として参加した。本協会関係からは、正田大阪大学長、その他日本から数氏が参加した。この協会は、世界各国の大学の団体としてでなく大学が個々に加わり、大学の水準を高め、世界の平和を目標として七十九国三百六十六大学が加盟している。この大学のうちには、ソ連や中国その他の共産圏の大学も加わつてゐる。国の政治、思想には関係はない。日本からは、実は二十六の大学が加盟を認められてゐる。日本の大学の数からいへば、二十六大学では大変少ないとも言えるがこの数は一カ国からは余り多くなるといけないというので、はじめは十大学位とのことであつたが、日本は大学が多いとの実情から二十六大学となつたのである。その内訳は、国立、私立大学は各々十二大学ずつ、公立大学は二大学の割合である。加盟数においては、日本は米仏に次ぐ第三位である。数の上では、一国としては非常に多い方である。

総会は、今回は第三回であつた。第一回は仏国のニース、第二回は

トルコのイスタンブールで、五年ごとに開会することになっている。第三回は、メキシコで、シテイメキシコ大学で開催した。これは国立大学で、政府が力を入れて作ったもので、国民の総力による立派な大学である。国際会議が十分開かれる。同時通訳もできる設備がある。今回、実際参加した大学は、五十六カ国二百二十六大学で、わが国からも公立の東京立大学、私立大学の法政大学、上智大学および私立協会からは事務総長その他が参加した。

主な研究題目は、(1)大学教育とパブリックサービス、(2)理科、人文の交流調整、(3)大学の膨脹である。このうち大学の膨脹は世界共通の問題である。意見は沢山出たが、会議の性質上、決議や勧告しない。これはむずかしい問題となるからである。会議はなごやかに進められた。あらためて小冊子三種配付され、それを参考として論議した。基礎の参考資料があるので、逸脱もなく、これを中心として論議した。

今一つは、役員の選挙で、会長はカナダ、理事長はソ連から選ばれた。更に理事が選ばれた。アラブ諸国は対立があり、理事に選ばれても入らぬとの意向が表明された。東アジアでは、私が理事に再任された。フィリピン大学総長は、理事代理として満場一致可決された。

国際大学協会について最も述べたいことは、次回は、一九六五年に日本において総会を開催することに満場一致で決まったことである。

この総会は、第一は欧州、第二回は中近東、第三回は米大陸で開催され、次回は、東南アジアではどうかと云うことでその中では日本がいないではないかとなり、他の国では大賛成で、アジア地域でも支持し全会一致で日本となつたのである。一部の方々には、了解を得たが、公私共に了解を得たい。会長、総理大臣、文部、外務の各大臣、経団連その他経済団体の援助を求めため了解を得、意見を聞いた。

先きのことであるが、日本で開催することとなれば、各大学の有力な大学長、その他日本の大学が全体で精神的に態勢を整えて迎えることにしたい。現在はこれがための準備委員会を開く段階になつていない。外務省や文部省とも相談しなければならぬが、具体的な結論に達していない。お含みおき願いたい。どうか御協力を願いたい。会長から、本協会としても、その際には準備委員会も含めて協力すること

を確認することとしたいと述べ、承認された。以上をもって、午後零時五十分開会、第二十一回総会を終了した。

8 役員会

日時 昭和三六・四・二一(金)午前十時—午後零時四十分
場所 東京大学大講堂南側会議室

議題 第二十二回総会運営について。その他

出席者 会長、各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長
欠席者 伊藤、村上、戸田各理事、ただし、東京工大は代理出席
文部省 蒲生大学学術局庶務課長、村山同大学課長
茅会長主宰の下に開会。

一、役員の交替について

右につき、会長から、次のとおり紹介があつた。

役員名 (新)

理事 大阪大学長赤堀四郎 正田建次郎

監事 一橋大学長高橋泰蔵 山中篤太郎

二、第二十二回総会の開催期日について

六月二十三日(金)、二十四日(土)と決定した。

なお、会場については、あらかじめ日本学術会議の承諾を得てある。

三、昭和三十五年度決算報告について

進藤事務局長から、別紙決算書と財産目録につき説明あり、異議なく承認された。

四、昭和三十六年度予算案と会費値上げについて

進藤事務局長から別紙予算案につき説明があり、昭和三十六年度予算費は、十八万円余で、事業も従来どおりだとこれで運営ができないわけではないが、春期の総会後までは会費が取まらないという事情もあり、年度の当初から借金するようになって困る。あるいは、もう一年模様を見てからにしてはどうかとの話もあるが、しかし、委員会等の調査研究をもつと活潑にしてはどうかとの意見もあり、それに対応

してはどうかとのことである。今、会費一学部当り七千円を一万円に値上げすれば、二百四十八学部で約七十万円増収となり、十分となる。会費の割当については、値上げを学部の均等割は不公平だとの話もある。これに対し例えば、学部割、学生割、費目割（学生経費講座経費）を各三分の一ずつ値上げする案もあるとの説明があり、これについて種々討議した結果、値上げには賛成である。しかし、学部均等割は妥当でない、もう少し科学的に考え、年額約七十万円増となるように案を作り、両監事に諮つた上、役員会、総会に提案することとした。

なお、会費値上げによる増収額は、一応、歳出面では予備費に繰入れ、計上することに了承された。

五、常置委員会等の進行状況についての報告

1 第一常置委員会 平沢委員長

昨年六月十七日第二十回の総会において諮問事項六項目（文部省）のうち、本委員会では、第一項目の大学の目的、性格、第三項目の管理、運営の二項目について検討することとなつた。第一の大学の目的は、大きな問題で容易でない。とりあえず、中間報告としてプリントを提出した。第三の管理、運営については、漸く検討を始めたばかりである。第一、第三の両項目とも、今日は大学とはいふものの、現状は、共通の点もあるが、歴史的背景により違う面がある。これが対象については種々問題はあつたが、本協会としては、とりあえず四年制の国立大学に限定し、公私立大学のことも頭に入れて種々問題があることとした。戦後十二年国立大学の動きを見ると、種々問題がある。これには制度そのものの欠陥だけとはいわれないものがある。それへの財政の裏付け、教員の量や質、社会関係等によるものがある。大学というものは、高等学校の上に立つので、それらの教育に関連してくる。これ等を頭に入れて考えた。とに角本委員会は、このようなことで中間報告を出した。勿論、これには弾力性を持たせ、皆さまの考えによつて考えたいとの本委員会の考え方である。この審議を始めたときの話だが、昔からの大学で新制大学になつたものも、戦後新たにできた新制大学も、みな新制大学

で、そこには歴史的背景や内容等に種々問題はあつたが、新制大学としては、研究、教育を行ない、學術の中心であることは原則だと考へる。種々差のあることは事実である。それを頭に入れながら、小さい大学は小さい大学として、大きい大学は大きい大学として、一生懸命に努力してきた。現実に即してあまり画一にせず、ヴァラエティーはヴァラエティーとして認め、みな同一として、悪い意味の平均はいけぬ。古い歴史ある大学は、能率をおとさないようにするは当然である。大学院には、修士課程と博士課程がある。修士課程は財界の要望等もあり、対社会の観点から、高等な職業能力の教育に重点をおくが、本来は積重ねであり、事情により併行となつてゐる。いずれの方式がよいか、これを検討する。博士課程においては、質、量特に質の問題がある。修士課程は、せめて助手並みの待遇の奨学金を考えたい。大学院は学部の上に置く建前であるが、大学院自体としては十分な設備や教官も考えずにできてゐることは問題である。研究所は、学生指導の義務は免除されており、研究だけということは本来の研究所の特長であるが、研究所側として見れば、研究の手足が欲しいとのことである。又研究所としても、後継者を得たい等のこともある。学生の指導に参加し、または研究所自体学生を取りたいとの希望がある。現実の要請は現実の問題としては、考慮すべきでないか。なお、中間報告はもう少し詳しく書いた方がいいが、九月以降毎月委員会を開催する。なかなか問題が大きいので、十分満足するような案は容易に得がたい。

2 第二常置委員会 黒川委員長

本委員会は、その後開かない。主として入学試験と学科課程の問題を検討してきた。以前、入学試験の時期について一期、二期をどう分けるかを議論し、地方地方で毎年か隔年とかに変えるとの話が

あつたが、本年は従前どおり実施された。コナントは、日本では高等学校の内申を重視しないのは不思議だとの意見があつたが、内々は重視しているところもある。しかし、これは高等学校時代に差がありむずかしく、これが実施には非常な努力を要する。また、この前、地学を加えることを決めてもらつた。なお、一般教育科目については、一般教育特別委員会と連合して検討するが、教養部の科目の数が非常に多過ぎ、うまく実施されない傾向がある。これを整理統合する必要がある。それには何か一つのテーマで、インテグレーションを重視し、あとは基礎教育としてはどうかとの話があつた。

3 第三常置委員会 児玉委員長

その後、委員会は開いていない。前回、学生自治会の問題につき結論的のものを出したが、これについての各大学の意見を承りたいと思つている。学生部次長の問題につき、ある大学では問題になっているが、学生部の制度については、かねがね話になつていたもので、大学の一部について文部省が実現したわけである。これは文部省の考えのみではない。その後、各大学の動きはどうなつているか。大学の補導厚生のシステムは大いに考えるべき時で、学徒厚生審議会で一応、立派な案が出ている。その矢先きに出た問題であることは、われわれとしても大いに考えるべきことである。私個人としては、学生の考え方は分らない。われわれは学生のことを考えているのが主である。この点について各大学の考え、気持ちを話し合われたい。われわれとしては総会前に委員会で協議したい。

これに対して、各大学から、種々報告があつた。

4 第五常置委員会 梅原委員長

本委員会で審議することになつておつた諮問事項第二項目の管理組織の問題については、まだ審議していない、六月頃に会合し、第一常置委員会、一般教育特別委員会および文理学部会などと連絡をとり、精々、案を作ることに努力したいと述べた。なお会長からも何れ中教審に特別委員会が出来れば忙がしくなる。それとマツチして審議されたいと述べた。

5 第六常置委員会

会長から、第六常置委員会委員長の後任については、投票の結果山内東京工業大学長と杉野目北海道大学長と同点となり、その決定を会長に一任されたが、杉野目北海道大学長に願いたいと述べて了承された。

また、会長から、文教施設整備費百三十億円を要求したが、それは是非実現したいとのことなので、偶々上京中の杉野目、山田両理事等と共に数回自民党文教委員会に申出で、七十億円余となり、今までより相当増額となつた旨、報告があつた。

6 一般教育に関する特別委員会 森戸委員長

割合に勉強し、今までに十三回会合した。なかなか種々問題があり、まだ完結しない。前総会に、(1)大学における一般教育の目標と実施について、(2)一般教育の管理、運営の組織についての二つの中間報告を提出した。まだ決定していない。一般教育の科目をどうするかの問題は略々終わり、修正の上、プリントする。次に外国語、保健、体育について検討する。課外はやらない。そのあとで、教員予算、設備の問題におよんで結びとする。思うように進まず、春の総会までには終わらない。次の総会までに、できるだけやりたい。組織の点は、前に発表の中間報告のように、一般教育は、一定の条件の下に責任のある一つの組織とし、運営の責任を持たせたいとの趣旨である。学科目の問題は、厳格な意味の教養課程はどんなものかを検討した。更に詳しく、本来の一般教育の意味と、それと共に教授されてる基礎教育は科目との関係はどうかの問題を検討する。これは重要な問題である。狭い意味の厳格な一般教育とはどんなもので、どんな形か、割り宛ての時間はどうか、これは大学の事情で直ぐ行なわれないが、総合コースを取れば、一般教育に近いものをやれるか。これは三系列の全体的コースが無理なら、系列ごとにやるか、総合コースに無理に入れられないものは、それは特別な科目とするか。総合コースにすると、時間が節約になるので、それを基礎教育にやれるか。基礎教育とは一体どんなものか、検討を要する。基礎教育には、専門的のものと、教養的のものとがある。教養的なものとは一般教養の限界のなるもの(歴史、社会、数学)であ

る。更に各専門の勉強に基礎となるものだ。その時間が足りないから、教養課程は全体として考慮する必要がある。これが主たる趣意である。一般教育と基礎教育を考え、そのほかに相当大きな時間を費している外国語はあれでよいか。時間は足りないか。能率的にやる方法はないか。その問題を検討する。体育の問題、保健の学科については、なかなかうまくゆかないところがある。体育は実践的はよくとも、学問的には弱い。これは自由に選ばしたらよいか。それぞれの担当の方々に参考意見を伺うことにする。

これに関連して、各大学においても研究している委員会などもあり、これが資料の配付を希望する向きもあるので、余分のあるだけ送付することとする。あとは会報に掲載する。要求があれば、別冊とすることも考えることとした。

六、浦生大学学術局庶務課長の報告

1 大学学術局関係の法案の審議の進行状況について説明があつた。

2 理工系学生増募に関する科学技術庁長官の報告について

右は、新聞や国会において種々問題になつた。この報告は突如として出されたもので、事務的には全く何等の連絡もなかつたものである。その内容には、所得倍増の計画に即応して、文部省が一万六千人の理工系学生増員の計画があるが、今後十年間に必要とする技術者養成が十分行なわれないではないかとのことである。特に理工系学生の六割は、私立大学で養成をになつてゐることを文部省で再認識してもらいたいとのことである。これに関連して増員計画促進のためには、今の設置基準等を緩和して、大学に任してはどうかとの意見である。これをどうするか非常に大きい問題である。まだ私立大学の増員計画は承知していなかつたが、その資料を見ると、私立大学十一校、約三千人とのことである。それで今、その大学につき個々に実際の責任者についてその計画が実際あるや、大学の準備はどう進められてるか調査中で、その実情がはつきりしないと、それまでは決まらないという現状であるとの詳細な経過報告があつた。

七、中央教育審議会第十五特別委員会における審議状況の報告

右につき、森戸主査から、大要次のような報告があつた。

中央教育審議会に対し、大学制度改善に関する諮問が出され、これには種々の項目があつて、そのうち大学の目的、性格を、まず取扱うこととなり、それで特別委員会が設けられたのである。これには、茅氏とか大浜氏とか種々の方が参加され、私はその主査になつた。主査はむしろ大学以外からの方がよいではないかといつたが、遂に私が引き受けることになつた。この委員会は、十三回ほど開催し、大體中間報告的だが案ができた。これはもう二、三度審議したら最後のものがまとまるだろうと思つてゐる。この趣旨は、今日の世界科学技術の発展、産業の傾向、国民の生活の向上と大学と国家とのつながりに密接な関係あり、国内国際関係も反映して、高等教育の任務は学問の水準を高め、国際水準に合わせ、高い教養を与えるものである。日本は高等教育は、大学一つに絞られてゐる。勿論、短期大学はあるが、それは大学になる前提で、その前の経過的な一時的のもので、本来の制度ではない。高等学校卒業者の入学するものは、すべて大学で、これが高等教育機関となつてゐる。ユニバーシティを翻訳すればそうなるのである。これは世界にも例のないことである。その目的、あるいは需要に応じて高等教育機関には種々あるべきか。日本には、欧州全体合わせた位の大学がある。高等教育機関は、みなユニバーシティと考えてゐる。社会的にも教員の上にも色々影響してゐる。財政的にも種々の問題あり、そのはじめに大学の目的、性格を考えなければならぬ。高等教育機関はすべて大学となつてゐるが、これで果してその目的を達せられるだろうか。問題は目的、性格一つに集中してくる。これはなかなか問題で、急激には解決はできない。それには各方面の意見を聞かなければならない。それで資料もまとめて各委員に配付してある。非常に詳しいことも主査は報告できないから、大筋のことのみより報告できない。高等教育機関の大きい段階は三つある。その一つは大学院で、学問を研究して、その水準を上げる任務があるもの、下には短期大学あり、これは制度としての四年制ではなく、実際に必要な技術、生活に必要なことを教え、その中間には四年制のいわゆる大学で、これは何と表現すべきか。このような三つの高等教育機関のレベルがある。具体的には別の高等教育機関もできていない。従つて第

一の大学院も、現実の上では学部の上にある現状である。そこで具体的にどうするか。一番中心になるものは、学部（四年制課程）の教育である。四年制課程の中にも、例えば芸術大学のような特殊な目的を有するものが、種々あるが、具体的には職業、教養を行なうものである。大学院だけの大学を考えるのは出来るが望ましいのは学部の上存在し一体化が望ましい。学部は一応何れも同じであるが大学院のある学部と他の学部との間にある程度差が出来ることは今日の状況では仕方もあるまいと云う意見が多いようだ。短期大学は、四年制大学の別の形として考えてはどうかとの考えである。大学院については、博士課程、修士課程がある。従来は、すべて学問する者が勉強するものと考えられたが、最近、産業界の要請で、必ずしも学者になる者の前段階でないと、果して適当か。性格の別のものとなる。そうするには現実に教官設備ができていない。いづれにせよ、組織的には、四年課程では職業教育は不十分と考え、修士課程で更に需要を進めるためには職業技術面で十分考慮を要する。又高いレベルには研究所がある。研究所には本来の目的があるが、その本来の目的を妨げない範囲で、大学院と協力することが望ましい。他面、大学院に属しない教官も、研究所で研究ができるような考え方がいいのでないか。研究所では、共同研究に十分配慮することを要する。修業年限については、種々意見あり、新制度の事情を考え、そう延ばすことは止むを得ない場合以外、大抵四年とするが、どうしても駄目のときは、現状の一般教育の在り方、専門教育の在り方、修士課程の考え方を考えて、どうしても専門教育の足らないということが立証されたときには考うべきかとの意見がある。単位制度については、今の教育を有効にするには、条件はどうしたらいいか、また内部の条件をよくしても、教員や大学の伝統上で、十分効果の上らないこともあるので、この点を十分考えなければならぬ。一般教育のことも同様である。小教室に学生を一杯入れることは望ましくないとこのことが問題になつていようである。

以上、必ずしも全部が大学の目的、性格に関係しないが、結局それに触れてくる。あとへの問題への方向を示すことになる。一番の問題

は大学の基本的な性格で、それぞれの性格を明確にすることが中心の問題である。

以上の報告に関連して、研究者養成につき種々討議し、大学院学生を助手代りにアルバイトさせること、給費や収入の問題等に及び、これ等全体を含めて、研究者養成制度を考えるべきではないかとのことであつた。

二、調査

昭和三十六年度国立学校予算小観

(主として国立大学、同付属病院、付置研究所の歳出予算について)

東京工業大学事務局長 佐藤 憲 三

昭和三十二年年度以来国立学校に係る予算について、本会報に調査の結果を掲載した——三十二年度分は本会報十二号、三十三年度分は本会報十四号、三十四年度分は本会報十六号、三十五年度分は本会報十八号——ところであるが、資料の一端ともなるので昭和三十六年度予算についても同様の形態によつて調査し本稿を作成した。本稿中の数類などについては、既記の分と同じく総予算書、同参照書、各目明細書、文部省の編集した予算参考書などの資料を基としたが、直接に予算の編成に携つておるものではないから内容などについても理解の点に欠けるところもあるので多少の誤謬があることは止むないことを付記する。

本稿で述べる国立学校の予算は、国立学校設置法(昭和二四、法律第二二六号)によつて設置された国立大学七二(法第三条)国立短期大学二(法第三条の三一項)、(学部付属の教育施設、研究施設(法第五条)——付属の幼稚園三五、小学校七六、中学校八〇、高等学校一六、盲学校一、ろう学校一、養護学校三、「付属学校の計二二二校」併設短期大学(法第三条三の二項を含む)、大学付属病院二三、大学付置研究所五九、(法第四条)国立高等学校八、(法第八条)および各種学校五六、(大学病院に付属するもの)ならびに国立工業教育養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三六年法律第八十七号)によつて設置された国立工業教育養成所九の運営に必要な歳出予算のことである。しかしながら付属学校、国立高等学校、各種学校、国立工業教育養成所などの予算は国立学校全体の予算額六百四十六億二千四百五十四万円から見れば少額であるから、もつぱら国立大学学部、病院、研究所について述べることにする。

大学、付属病院および付置研究所の運営に要する経費としては教育、研究、管理上における固有のいわゆる経常的経費である標準予算に加うるに、昭和三十六年度に新規事業として計上されたものを合わせた予算である。このほか文部省各局課が所掌する経費のうち国立大学に回されるもの、すなわち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事項の若干の予算は大学運営上、相当重要な経費であるので次表に掲記し、国立学校関係予算として取扱うこととした。

◎国立学校関係予算総表(単位千円)

区 分	36年度予算	35年度予算	増加額(△は減)
国立学校運営費	六四、六四〇、五五〇	五三、六七二、六二二	一〇、九六八、九二八
大学および学校	四六、〇九六、六三三	三七、九七二、一七二	八、〇二四、四六一
大学付属病院	一、九〇三、九八八	一〇、二九六、〇一〇	二、三九二、〇二二
大学付置研究所	五、五〇六、〇六四	四、四四一、四四四	一、〇六四、六二〇
国立工業教育養成所	一五三、八六八	〇	一五三、八六八
国立文教施設費	七、一六六、七五三	四、三三六、七九三	二、八三〇、九六〇
国立文教災害復旧費	〇	五七、八六八	△五七、八六八
小計(1)	七二、七九一、三三三	五七、〇一三、三〇一	一五、七七八、〇三二
科学研究費	二、一四三、〇〇〇	一、二一六、四〇六	九二六、五九四
在外研究員旅費	一、四一、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、〇〇〇
内地研究員など旅費	一、七、一〇一	六、〇六一	一、一〇三
外国人留学生給与	六、三、〇〇〇	五、三、〇〇〇	一、〇〇〇
外国人留学生招致旅費	六、一〇〇	二、三〇〇	三、八〇〇
沖繩留學生給与	二、三、三三六	一、三、三三三	一、〇〇三
沖繩教員内地派遣研究旅費	七、七二七	五、八二〇	一、九〇七
小計(2)	二、五〇六、四三三	二、〇二二、三六三	四八四、〇七〇
育英奨学および学徒援護関係費	五、四六六、八七二	四、七九八、四九〇	六六八、三八二
国立学校職員共済組合負担金	二、一三六、一六六	一、七六八、四七二	三六七、三〇六
小計(3)	七、六〇三、〇三八	六、五六六、九六二	一、〇三六、〇七六
国立学校関係予算の計(小計(1)(2)(3)の計)	八二、九〇〇、六〇三	六六、八一三、〇二六	一六、〇八七、五七七
文部省所管総予算(5)	二四、一六六、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	二、一六六、〇〇〇
一般会計総予算(6)	一、一四三、二七三、二七三	一、一四三、二七三、二七三	〇

文部省所管予算総額に對し 国立学校予算の比	三・七%	三・五%	五・六%
(4)の(5)に對する比			
一般會計總予算に對し 文部省所管總予算の比	二・七%	二・四%	二・七%
(5)の(6)に對する比			

前表中国立学校運営費の用途は前述のとおりであるが、なお大学に直接する経費としては、国立文教施設費がある。この経費は大学、学校、病院、研究所に関する建物の新営、腐朽建物の改築、工作物の新設に使用される。やや間接的な関連経費としては科学振興に関する予算中に組まれている科学研究交付金、科学研究費補助金、研究成果刊行費補助金在外研究員派遣に関する旅費、文部本省予算に載せられている内地研究員に関する旅費、外国人留学生の招致旅費および給与、沖繩留学生の給与、沖繩教員内地派遣研究旅費がある。また育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費がある。これらはいずれも大学固有の予算中には含まれていないことは前述のとおりであるが、大学学校における学生生徒を対象として大学において使用されるものである。さらに国立学校全体の職員を対象として組織されている文部省共済組合に對する政府負担金これに付随する諸経費も、文部省共済組合本部より各大学支部に回されておつて大学などの職員の福祉運営上には欠くことのできない重要な経費である。もつとも前述の間接的経費のうち科学研究費、内地研究員費、海外よりの留学生経費、育英奨学、学徒援護に関する経費は国立大学においてのみ使用されるのではなく、公立、私立の大学学校、その他の機関においても使用されるのであるけれども、およそ八〇%に相当する大部分の経費が国立学校関係機関において使用されるものである。

国立大学などにおいて直接的に使用される予算は前表(1)に示す七百十七億九千九百九十九万四千七百九十九円に當り、これは文部省所管總予算額二千四百十六億一千九百九十九万四千七百九十九円(5)の二九・〇七%に當り、一般會計總予算(6)の三・六七%に相當する。国立学校関係係予算総額八百九十九億二千六百九十九万四千七百九十九円(4)は(5)の三三・七六%に當り、一般會計總予算(6)の四・一七%に相當する。三十五年度予算に比較し三十六年度の国立学校に関する予算は全体的に増加上昇したことは前表に示すとおりである。すなわち国立学校運営費において百二十億六千九百九十九万四千七百九十九円、国立文教施設費において二十八億二千

九百九十九万四千七百九十九円の相当大幅の増加である。これは最近五カ年度間における最大の増加であることは喜ばしいことである。これらの増加にいたつたのは各大学の要望はもちろんのことと協会の毎年の決議要望の繰返しに基因したものとしてみても異論のないところであらう。今後といえども戦前の水準に達するまでの予算とするためにはさらに繰返し要望し、世論の喚起に努力すべきことはきわめて必要なことと思想する。三十六年度予算において従来より格段の増加をきたしたことは、国家予算全体の膨張に従う必然的結果によるものとはいへども、文部、大蔵両省当局の理解ある措置の現われとして、大学における事務を扱うものとしても深甚の敬意と感謝を払ふことに咨か下さい。教育、研究、管理に要する経費は逐年増加を必要とするいわゆる大学固有の經常的経費であつて、大学の日々の経済生活の基幹をなしておるため、これらが拡大強化されるか否かにより學術の消長をも左右するものである。ために學術の進展に伴つて年々増強の傾向をたどることは、けだし当然のことながら、さらに一段と急激に増大することは緊要なものと痛感するものである。

近年研究費の増加については大学はもちろんのことと学界、教育界、その他學術研究機関において機会あるごとに強力に要望しておつたので、大学における研究費も逐年増加の軌道に乗る態勢となつた。これに伴つて必要な研究室、実験室、講義室、学生ホールなど研究教育の場に充てべき施設に對する予算については新制大学に改革以來、全大学をあげて切望しておつたところ、前表に示すように国立文教施設費は七十一億六千六百七十餘万円に達し三十五年度予算に比して二十八億二千九百九十餘万円の増加をきたした。これは当協会が以前にも増して、特に三十五年度中に強力に要望を展開したことに基因するといへども、ようやくその重要性と焦眉の急なる点が文部当局その他に認識された結果にほかならない。しかしながら最も緊急を要する施設費、所要概算はまだ数百億に達し、かつ科学技術教育振興に基く学科の新設、学生の増募などのための施設費はいよいよ増大する傾向であるから、年額七十億円程度の予算をもつてしては、これらの完成するまでには相当長年月を要するにいたるであらう。ゆえに毎年度の施設費は百億円以上を計上して早期にこれが解決を図るべきで、すべての事業に優先して措置すべきではなから

うか。さらに一段と強力に要望することはきわめて重要なことであると思料する。おもりに昭和三十六年度の国家総予算は前表に掲記したごとく一兆九千五百二十七億七千六百余万円の巨額に達したため文部省所管予算も前年度予算に比して二百七十五億一千八百余万円の増加を示し格段の膨張をきたした。これはわが国経済が三十四年度に異常な発展を遂げたあとを受けて、国際収支の黒字基調を維持し物価の安定を保ちつつ三十五年度まで引続き順調な拡大傾向をたどつたことに基因する。これによつて国民消費、設備投資、輸出など着実に増加し、これに対応して各種生産の向上増大を生み、ひいてはわが国全体の経済基盤が充実してきたのであるから、さらにこの基盤を強化して、長期にわたる経済安定をはかり国民生活の倍増を達成せんとする目的をもつて政府においてはまず三十六年度予算における膨張を企図したものであらうと推測するものであるが、教育研究予算については必ずしもそれに十分応じたものとは考えられない。しかしながら前年来科学技術者の積極的需要のため理工系学生の増募、研究費の増加などについては三十六年度においても引き続きある程度の増額を見たのであるが、十年を目標として国民所得倍増を培う基本的の措置としては、やはり教育の振興がさらに一段と認識されて、これに巨額の投資をすべきことではなからうか。要路の一考を要することであらう。前表に記載した国立学校運営費予算について予算科目を基として大別すれば次表のごとき結果を見ることが出来る。

◎国立学校運営費科目別内訳

区分	比率	組		区分
		国立学校	大学付属	
昭和34年度予算額	100%	千円	千円	千円
内訳		六、八六、七二	三、三〇、九三三	一〇、一七、六五五
人件的経費	60.13	四、一〇、三六四	一、二〇、五七〇	五、三〇、九三四
俸給手当など	66.26	三、三三、三三三	八、九七、二三七	一二、三〇、六一〇
旅費	1.38	七、七〇、〇〇〇	三、三六、六六六	一一、〇六、六六六
物件的経費	29.45	一、三〇、〇三三	一、〇七、〇〇〇	二、三七、〇三三
比率		100%	100%	100%
組織		国立学校	大学付属	研究所
比率		100%	100%	100%
病院		三、三〇、九三三	一、二〇、五七〇	五、三〇、九三四
比率		100%	100%	100%
病院		一、〇七、〇〇〇	三、三六、六六六	四、四三、六六六
比率		100%	100%	100%
病院		一、〇七、〇〇〇	三、三六、六六六	四、四三、六六六
比率		100%	100%	100%

校	土地建物維持修繕および新営費	その他	実習船関係費	受託研究費	受託研究員費	私立学校教職員研修費	奨学交付金	医療関係費	特殊設備費
26.14	27.40	4.12	0.82	0.02	0.02	0.03	0.06	0.10	0.62
一六八八、六七七	二、六六三、三六七	一、四〇六、九三九	三六、〇六二	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇
12.05	12.05	1.37	1.37	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
二、六六三、三六七	二、六六三、三六七	一、四〇六、九三九	三六、〇六二	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇
47.10	47.10	0.95	0.95	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
二、五九四、〇〇四	二、五九四、〇〇四	一、七七一	一、七七一	九、四〇九	九、四〇九	九、四〇九	九、四〇九	九、四〇九	九、四〇九

備考 研究所の欄における特殊設備費は、プラズマ研究所、ロケツト観測用、たんぱく質研究所、原子力超高純度金属材料研究および研究用機器の整備に要するものである。

前掲国立学校運営費科目別内訳の表に従つて、三十五年度分同表(会報十八号記載)と比較すると人件的経費は一・三三%の増加となつてゐるが、物件的経費については一・五五%の増加となつてゐる。物件的経費において増加をきたしたのは新親事項の増加と研究費関係の標準予算に対して二〇%の増額を行ない、戦前の水準に漸次近づき予算にならうとした年々の施策にほかならない。

前表に記載した予算は次表に示す職員定員七万二千二百五十六人、学生生徒数三十一万三千六百余人に対する教育、研究の活動ならびに大学学校、大学病院、研究所の管理運営に必要な経費として三十六年度中に使用するものである。

◎国立学校職員および学生生徒予算定員表

区分	総員	組		区分
		国立学校	大学付属病院	
36年度一般職予算定員	七二、三三六	五二、六四三	一九、〇〇〇	七二、三三六
行政職員	三三、三三六	三三、三三六	〇	三三、三三六
職員	三九、〇〇〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇	三九、〇〇〇
学生生徒	三十一万三千六百	三十一万三千六百	〇	三十一万三千六百

2 旅 費	1,751,235	<p>単価引上げ 新規事項にともなう職員の増員による増 学部の新設、(大阪大学基礎工学部) 短期大学の創設(宇都宮工業、長岡工業、宇部工業の三大学) 二十八学科の新設、十九学科の拡充改組 国立工業教員養成所九カ所の新設、学部 に専攻科の増設 十六講座増設、大学院を置く工学部に八つの共通講座増設、十六学科目新設、七十四学科目整備、一般教育担当教官の増員 七研究施設の新設、五施設の整備 原子力研究関係講座の増設 付属学校の整備 大学管理面にをいて 学生部に次長制設置 (二十五大学) 既設学科の学年進行 など 教育研究旅費標準予算 に対する三〇%引上げ による増 新規事項にともなう職員の増員による増</p>	2,017,800	2,181,135
3 校 費	4,036,275	<p>二、物件的経費 研究関係標準予算に対し二〇%増 1,041,180 新規事項にともなう増 1,013,270 原子力関係 52,440 大学院研究科設置 1,570 学部および短大創設 85,557 工業教員養成所設置 6,100 学科の新設拡充整備 28,224 講座の増設 35,805 学科目新設および整備 36,047 研究施設の新設、整備 3,053 付属学校新設、整備 1,335 臨時事業関係費 1,605 国際宇宙線地球風会議、国際地磁気結晶会議、国際哲学人文科学協議会、西アジア洪積世、人類遺跡発掘調査、アフリカにおける野生ゴリラの生態調査、南極海域海洋調査 特別事業関係費 一、三 芸術大学定期演奏</p>	5,077,500	5,262,630

9、奨学交付金	0		0	0
8、私立学校教職員研修費	0		0	0
7、受託研究員費	0		0	0
6、受託研究費	0		0	0
5、実習船関係費	△	八六、四〇三	△	八六、四〇三
三、その他	△	八七一、六六六	△	八七一、六六六
土地建物維持修繕及新営費		四七、九三三		四七、九三三
設備の充実アイソトープ関係など		一、三六、七四六		一、三六、七四六
特殊施設経費		五、七五九		五、七五九
各所修繕坪当単価の引上げによる増加		一、九〇、六五九		一、四一、六四六
		三、八二、七二〇		三、八二、七二〇
		四、四〇、一〇一		四、四〇、一〇一
		一、一、四〇六		一、一、四〇六
		九、四〇九		九、四〇九
		四、五五三		四、五五三
		六、〇		六、〇

二、大学付属病院の分（△印は減）

区分	増加額	増加内容	36年度予算	35年度予算
大学付属病院	千円		千円	千円
一、人件的経費	二、八〇〇、六六六		二、九一〇、九四一	二、九一〇、九四一
1 俸給手当など	六六、五九六	管理職手当支給率の引上げ、新規支給、諸手当の増加、大学院研究科担当手当の対象者増加、常勤職員の定員化新規事項にともなう職員の増員による増	五、一五、一五九	四、四八〇、三〇〇
2、旅費	一、四、一七〇	原爆放射能医学研究所付属病院の創設	三、一、五八六	四、四五六、一八六
		診療科の増置	三、六、三六九	三、三、一七三
		付属各種学校の増置		
		診療業務の整備		
		看護業務の整備		
		教育研究旅費標準予算に対する三〇%引上げによる増		

三、付置研究所の分

区分	増加額	増加内容	36年度予算	35年度予算
付置研究所	千円		千円	千円
一、人件的経費	二、一六、六六〇		五、五九、〇八四	四、四一、四三三
1 俸給手当など	四三、二六九	諸手当の増加、大学院研究科担当手当対象者の増加、常勤職員の定員化	三、四〇、一三四	三、一、九七三、四七七
		新規事項にともなう職員の増員による増	三、三三、七六七	一、八七、四七六

4 土地建物維持修繕および新営費	一、六、六八〇	各所修繕、各所新当費の増	一、四、〇一一	一、四、〇一一
三、医療関係費	九、五、七一九		五、〇二、四八六	四、九〇五、七七七
5 医療費	八八、三二六		四、八、九三三	三、三、八、六八七
6 患者用品費	二、六九三		二、〇、八〇三	一、八、一〇九
7 医療機器整備費	六、四、四八六		六、三、二六一	五、六、七、七五
8 学用患者費	六、七、五二一		二、四、六九六	一、七、一七五
9 患者食糧費	三、五、八二九		七、五、六四八	六、六、八二九
10 生徒教材費	四、五〇〇		八、八〇九	八、三五六
11 生徒食糧費	一、六、三三四		七、九、三六八	六、二、八四四
二、物件的経費	八、五、四四四		一、〇、六、三〇九	九、二、八九三
3 校費	八七五、七三四	新規事項にともなう職員の増員による増		
		研究関係標準予算に対し二〇%増		
		特殊装置維持費		
		管理設備費		
		新規事項にともなう増		

2	旅費	一八、三六	教育研究費標準予算に 対する三・%引上げに よる増
3	二、物件的経費 校費	七六、九三 七〇、六六	新規事項にともなう職 員の増員による増 研究関係標準予算に対 し二%増 二四八、四三 研究用機器整備 八九、九二 特別事業 一七、七五 地球物理観測、IG Y資料センターおよ び資料整理、在外日 本史料目録編さん出

◎ 国立学校関係予算六カ年度表

区 分	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
国立大学および学校 同付属病院 同付属研究所 国立工業教員養成所	千円 四六、五九、六三 二、四三、九八 五、五八、〇八 一五三、八六	千円 三七、九七、一七 一〇、二九、〇〇 四、四一、四二 〇	千円 三三、〇〇、七三 八、五〇、七〇 三、八三、八七 〇	千円 二九、〇九、三六 七、七五、六五 三、一六、〇〇 〇	千円 二六、九三、七九 七、一六、二二 二、七六、九二 〇	千円 二四、四七、三三 六、三〇、一一 二、五七、一〇 〇

4 各所新営	二、三五	版、天体物理観測 新規事項にともなう増 三、四六、八五 (内容は人的経費中 の事項に同じ)	五、一、六〇
3、その他	三、四一		四、九、六三
5 受託研究費	三、四一		四、九、二七
6 受託研究員費	〇		三、七、六四
四、特殊設備費	八、四三	プラズマ研究所設備 100,000 物性研究所設備 5,000 たんぱく質研究所設備 K,000 原子力超高純度金属材料研究 四、六〇 関西研究用原子炉設備 四、八四〇 ロケット観測設備 100,000 自然減少(前年度終了) △ 三、七、一三	四〇、〇、〇〇 四、〇、〇〇 三、七、六四 四〇、四、三三

次に最近六カ年度における国立学校関係歳出予算を展望すると次表のごとき結果になつている。この六カ年度にわたる数額によると逐年増加し、運営上に与えた影響の大きい姿を見ることが出来る。

小計	4,624,350.00	3,627,231.33	4,624,350.00	3,627,231.33	4,624,350.00	3,627,231.33
国立文教施設費	0	0	0	0	0	0
国立文教災害復旧費	0	0	0	0	0	0
小計	7,166,798.00	5,788,686.18	7,166,798.00	5,788,686.18	7,166,798.00	5,788,686.18
科学研究費	2,124,000.00	1,829,806.00	2,124,000.00	1,829,806.00	2,124,000.00	1,829,806.00
在外研究員旅費	1,811,000.00	1,500,000.00	1,811,000.00	1,500,000.00	1,811,000.00	1,500,000.00
内地研究員旅費	1,811,000.00	1,500,000.00	1,811,000.00	1,500,000.00	1,811,000.00	1,500,000.00
外国人留学生費	1,811,000.00	1,500,000.00	1,811,000.00	1,500,000.00	1,811,000.00	1,500,000.00
沖繩留學生費	7,620.00	6,360.00	7,620.00	6,360.00	7,620.00	6,360.00
小計	2,509,420.00	2,122,526.00	2,509,420.00	2,122,526.00	2,509,420.00	2,122,526.00
育英および学徒援護関係	5,046,897.00	4,766,897.00	5,046,897.00	4,766,897.00	5,046,897.00	4,766,897.00
国立学校職員共済組合負担金	2,159,196.00	1,799,807.00	2,159,196.00	1,799,807.00	2,159,196.00	1,799,807.00
計	8,196,853.00	6,567,614.00	8,196,853.00	6,567,614.00	8,196,853.00	6,567,614.00
文部省所管全予算	3,169,095.00	2,799,916.00	3,169,095.00	2,799,916.00	3,169,095.00	2,799,916.00
一般会計総予算	1,927,758.00	1,567,700.00	1,927,758.00	1,567,700.00	1,927,758.00	1,567,700.00

(本表報十二号以降に掲記した予算小観中の予算額と本表金額とにおいて相異なる点は掲記した後において補正予算が成立したものであるについては合算し掲記したことに由る)

国立学校運営費五力年度百分比(総表)

区分	年度				
	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度
人件的経費	60.2%	60.4%	62.6%	65.2%	66.0%
俸給手当など	59.0%	60.3%	62.7%	65.0%	66.0%
旅費	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
物件的経費	29.4%	36.0%	26.8%	24.7%	23.9%
校費	26.1%	24.9%	23.2%	21.3%	20.3%
土地建物維持修繕費	3.3%	3.1%	3.7%	3.4%	3.6%
土地建物維持修繕費	3.3%	3.1%	3.7%	3.4%	3.6%
その他	9.1%	8.8%	8.9%	8.6%	8.7%
医療関係費	0.7%	1.0%	0.6%	0.6%	0.6%
特殊設備費	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%

各組織別運営費五力年度百分比

区分	年度																				
	大学学校					大学病院					付置研究所										
人件的経費	67.7%	67.6%	67.5%	67.7%	67.9%	67.7%	67.5%	67.3%	67.1%	66.9%	66.7%	66.5%	66.3%	66.1%	65.9%	65.7%	65.5%	65.3%	65.1%	64.9%	
俸給手当など	66.3%	66.2%	66.1%	66.2%	66.3%	66.1%	65.9%	65.7%	65.5%	65.3%	65.1%	64.9%	64.7%	64.5%	64.3%	64.1%	63.9%	63.7%	63.5%	63.3%	63.1%
旅費	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
物件的経費	31.5%	33.0%	32.9%	32.7%	32.6%	32.5%	32.4%	32.3%	32.2%	32.1%	32.0%	31.9%	31.8%	31.7%	31.6%	31.5%	31.4%	31.3%	31.2%	31.1%	31.0%
校費	27.4%	26.6%	26.5%	26.3%	26.2%	26.1%	26.0%	25.9%	25.8%	25.7%	25.6%	25.5%	25.4%	25.3%	25.2%	25.1%	25.0%	24.9%	24.8%	24.7%	24.6%
土地建物維持修繕費	4.1%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
土地建物維持修繕費	4.1%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
その他	0.8%	1.3%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
医療関係費	0.8%	1.3%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
特殊設備費	0.8%	1.3%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%

前表によつて最近五カ年間に於ける運営費の推移を見るに、総表における人件的経費は漸次比率の減少をきたし、物件的経費においては漸次比率は上昇を示している。このことはようやく人件費物件費の平衡を回復しつつある傾向である。ということは昭和七、八年度のころの予算において人件費物件費の割合が、おおむね半々の状態であつたことと比較してのことという意味である。およそ大学における研究費がきわめて不足であるという声を巷間つたえられるのは人件的経費と物件的経費との割合がよくとれていないことにあるという意味であるといつても過言ではないであろう。釣合のとれた予算とはいひかなるものであろうか、一つの考案としては明確な基準を設けて不動なものとする積算法をとるべきであろう。

基準の確立といつてもいろいろな要素を含んでおることであらうから、簡単な方式を得るにしても歴史的事実と統計的事実の噛み合せによつてある種の基準は作ることはできるのであろうが、きわめてむずかしいことであらう。言い古されたことながら大学の予算の安定性、恒久性を考慮するための措置としては、基本的対策としては大学財政に対し特別な立法措置を講ずることが必要であらう。運営に関する予算を前表のような形式によつて表わしはしたが、現今大学の予算編成の方式は前表のような形式ではないが、実質的にはなんら変わつておるものではない。事項を基として大要、教育研究に関する経費、学生生徒に関する経費、設備更新充実という事項を基幹としている。その中にはいろいろな内容を包括して積算されておつて、すべて予算に計上されたものは研究費、学生経費の直接費全部となつておるものではない。大学の管理上の必要な経費も組込まれておるのであるから、研究や教育にのみ使用さるべき部分については幾何であるかということが明瞭を欠いておるばかりでなく法則的なものもない。各大学が配当を受けて後、その大学の事情や規模や慣行などあらゆることを勘案して学内実施予算を行なつておるのが実態である。そのゆえに各大学とも皆異なつた施行になつておるから、予算の編成は一率であつても執行になると大学相互の比較は困難なことであらう。単に研究費という世間にも容易に理解されがちであるため、研究費を細分するとかえつて困難な説明を要するばかりでなく多年にわたつて用いてきたことの方がいたずらな混乱を起さないことになるであらう。永い間の慣行によつて予算の編成が行なわれておることもけだし止むないことであらう。これらの改善方式には長い時間と研究を要することであるが、要は絶対額が少な過ぎるという一語につきることにほかならない。翻つて研究者の側からは編成どおりの額を使わせてもらいたい。そのように使用させないのは不都合であるという論議がさかんである。このことは光熱水料の経費や管理的経費をいわゆる研究費に組込んであるために起る現象とも考えられる。このためにはかかる経費は別な観点に立つて予算を組む方式を採り研究費はまったく直接的経費のみに積算することも一方法であつて検討すべきことではなからうか。昭和の初期においては大学の数も研究所の数も付属病院の数も少なく、学問研究に従事する人々も金のことについては関心はあつたであらうが、あまり表立つて論議することはなかつたと思う。これは当時の予算にも示されておるように人件的経費と物件的経費がある程度平衡を保つていたことと個人的研究が重視されておつて、今日のように総合研究とか共同研究という態勢ではなかつたことも一つの因子であらう。表示したところを見るに逐年改善されつつある方向に進んでいるが、いまだ昭和初期の状態に達するまでには相当の年月を要するのであらう。二、三年前以来科学技術教育の振興革新が叫ばれ理工系の研究費を大幅に拡充強化すべしとの要望は大学はもちろんのこと、科学技術会議の答申においても強力なる意見が出されたようにあらゆる階層からの考え方である。研究費そのものについては抜本的に改善を加え真の研究費がいかなるものかについてはずきりと性格付けることは大学管理運営に裨益することと信ずるものである。

付 大学関係歳入予算について

昭和三十六年度主管歳入予算中、国立学校、大学付属病院、付置研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学などの三十六年度予算額六百四十六億二千四百五十四万円のうち自体歳入予算額百二十八億九千九百九十三万一千円の差額五百十七億二千四百六十万九千円は政府支出金によるものであつて歳出予算額のおよそ一九・九％が収入支弁に相当していることがわかる。

◎国立大学関係歳入予算額表

区 分	36年度予算額 千円	備 考
授業料および入学検定料など	二、二〇、〇〇九	
寄宿料	四、八七〇	
病院収入	九、九二〇、四二〇	
受託調査試験および役務収入	九七、五五五	
物品売払収入	六四四、三三九	
用途指定寄付金収入	六、七五八	
合 計	三、八八九、九三三	

最近五カ年度における国立大学関係歳入予算を参考のため次に掲記する。

◎国立大学関係歳入予算五カ年度表

区 分	35年度 千円	34年度 千円	33年度 千円	32年度 千円	31年度 千円
授業料および入学検定料など	二、〇九、三〇〇	二、〇一、四七七	一、九一〇、七三三	一、八〇七、五三六	一、六九四、四〇〇
寄宿料	四、〇八七	四、〇三九	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、九五九
病院収入	七、〇九五、二五四	六、九五四、六三三	六、〇三六、三九三	五、五二二、七六八	五、〇八九、二七二
受託調査試験および役務収入	九一、〇四八	七三、三九三	四四、三〇二	四二、五三六	三三、五九六
物品売払収入	五五五、五一八	四八六、八〇八	五八九、三六四	六二一、七三三	七五九、五六一
用途指定寄付金収入	二、五五五	二、三三九	六八〇	六、二四〇	二、九二〇
合 計	九、七九四、六三三	九、五七二、九三三	八、六一四、五二六	八、〇三三、一八一	七、六二七、〇六九

三、会 計 報 告

昭和35年度 {自昭和35年4月1日
至昭和36年3月31日} 決 算 国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	摘 要
	円	円	円	円	
歳入の部	2,352,000	2,352,000	2,376,373	24,373	
1. 会費	1,722,000	1,722,000	1,729,000	7,000	1 学部増7千円
2. 預金利子	30,000	30,000	42,441	12,441	
3. 前年度繰越額	600,000	600,000	604,932	4,932	
歳出の部	2,352,000	2,352,000	1,690,022	661,978	
A 事業費	1,070,000	1,070,000	873,196	196,804	
1. 総会費	400,000	340,000	301,367	38,633	委員会費へ流用減6万円
2. 役員会費	18,000	18,000	15,085	2,915	
3. 委員会費	90,000	150,000	126,164	23,836	総会費より流用増6万円 第18号, 第19号
4. 会報発行費	100,000	100,000	88,800	11,200	
5. 調査研究費	462,000	462,000	341,780	120,220	
B 事務費	925,000	925,000	813,826	111,174	
1. 諸給与	740,000	680,000	640,160	39,840	(職員2人分 印刷費へ流用減4万円 通信費へ流用減2万円)
2. 備品費	5,000	5,000	2,350	2,650	
3. 借用料	25,000	25,000	14,668	10,332	諸給与より流用増4万円 諸給与より流用増2万円
4. 消耗品費	15,000	15,000	11,135	3,865	
5. 印刷費	50,000	90,000	83,448	6,552	
6. 通信費	40,000	60,000	50,175	9,825	
7. 旅費	24,000	24,000	0	24,000	
8. 庁用諸費	26,000	26,000	11,890	14,110	
C 予備費	357,000	357,000	3,000	354,000	
翌年度繰越額			686,351	686,351	

財 産 目 録

昭和36年3月31日現在
国立大学協会

1. 資金現在額		
(1) 定期預金(40万円1口)	400,000円	
(2) 通知預金(20万円1口)	200,000円	
(3) 普通預金	86,351円	
合 計	686,351円	

2. 備品台帳総計額		
{公印, 書庫, 書棚, 謄写版, 名票, 石油コンロ} {窓日除, 書籍, 書類整理箱など26点}	合 計	62,080円

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	3,208,000円	
1. 会 費	2,482,000	72大学合計額（各大学の会費は学部数と34年度決算額との折半比率により算定）
2. 預 金 利 子	40,000	
3. 前年度繰越額	686,000	
歳 出 の 部	3,208,000	
A 事 業 費	1,174,750	
1. 総 会 費	400,000	1 回20万円（懇親会、茶菓弁当など） 年2回分
2. 役 員 会 費	24,750	役員など33人 1人250円 1回8,250円 年3回分
3. 委 員 会 費	150,000	委員など20人 1人250円 1回5,000円 年30回分
4. 会 報 発 行 費	100,000	1 回5万円（500部） 年2回分
5. 調 査 研 究 費	500,000	委員会等調査及び研究に要する費用（手当、車代、旅費等）
B 事 務 費	1,105,000	
1. 諸 給 与	850,000	給料70万円（職員2人、1人年額平均35万円、賞与、昇給を含む）非常勤1人、年15万円
2. 備 品 費	5,000	
3. 借 用 料	25,000	総会場借用（マイク使用などを含む）
4. 消 耗 品 費	15,000	
5. 印 刷 費	90,000	会報以外の諸印刷（タイプを含む）
6. 通 信 費	60,000	
7. 旅 費	35,000	都内出張5千円を含む
8. 庁 用 諸 費	25,000	ストーブ燃料、図書、新聞、修繕、茶など
C 予 備 費	928,250	大部分翌年度に繰越して、当座の費用に充当する必要がある。

四、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行なう。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 二人

三 理事 二十一人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとときはまたは会員十名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第六章 雑則

第七章 附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

会則改正 第六条 昭和三十五年六月十七日（第二十回総会）

副会長一名および理事七名増員

2 国立大学協会役員一覧表

(昭和三十六年六月現在)

会長(理事)
副会長()
副会長()
理事

茅誠司(東京大)	森辰男(広島大)	平沢興(京都大)	杉野晴貞(北海道大)	田所哲太郎(帯広畜産大)	黒川利雄(東北大)	伊藤辰治(新潟大)	山内俊吉(東京工業大)	黒沢清(横浜国立大)	朝永振一郎(東京教育大)	村上俊亮(東京学芸大)	戸田正主(金沢大)	四方博(岐阜大)	松坂佐一(名古屋大)	赤堀四郎(大阪大)	森沢三郎(大阪外国語大)	三浦百重(鳥取大)	久保佐土美(高知大)	山田弘穰(九州大)	本田人(熊本大)	福田得志(鹿児島大)	高橋泰蔵(神戸大)	福田敬太郎(神戸大)	監事
----------	----------	----------	------------	--------------	-----------	-----------	-------------	------------	--------------	-------------	-----------	----------	------------	-----------	--------------	-----------	------------	-----------	----------	------------	-----------	------------	----

石橋雅哉

山極幸郎

3 各常置委員会委員一覧表(不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長

伊藤武興(京都大)	三雲次郎(山梨大)	久米三郎(お茶の水女子大)	福田敬太郎(神戸大)	山田弘穰(九州大)	本田人(熊本大)	野村武衛(三重大)	黒沢清(横浜国立大)	香川冬夫(愛媛大)	田中晃(山口大)	今中次郎(秋田大)	渡辺万次郎(山形大)	関口儀一(小樽商科大)	加茂一(小樽商科大)	早坂盛一(岩手大)	樋口盛一(岩手大)	入学試験などに関する問題	黒川利雄(東北大)	藤岡由夫(埼玉大)	酒井成(群馬大)	伊藤辰治(新潟大)	渡辺寧(静岡大)	久保佐土美(高知大)	中沢良夫(京都工芸繊維大)	四方博(岐阜大)	甲斐三郎(宮崎大)	委員
-----------	-----------	---------------	------------	-----------	----------	-----------	------------	-----------	----------	-----------	------------	-------------	------------	-----------	-----------	--------------	-----------	-----------	----------	-----------	----------	------------	---------------	----------	-----------	----

第二常置委員会(学科課程)

委員長

長谷川秀治

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長

委員

後藤清(和歌山大)	草場勇(大分大)	朝崎玉(徳島大)	見玉(徳島大)
-----------	----------	----------	---------

三浦百重(鳥取大)
嘉村平八(九州工業大)
都崎雅之助(茨城大)
森沢三郎(大阪外国語大)
井上吉之(東京農工大)
朝永振一郎(東京教育大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 戸田正王(金沢大)
委員 北村精一(長崎大)
浅井栄隆(東京商船大)
関根隆(東京水産大)
野尻重雄(京都市芸大)
野尻重雄(京都市芸大)
岡田正弘(東京医科歯科大)
野村七録(弘前大)

第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 梅原真隆(富山大)
委員 上野直昭(東京芸術大)
赤堀四郎(大阪女子大)
落合太郎(奈良女子大)
八木日出雄(岡山山山大)
山本勇(電気通信大)

第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長 杉野目晴貞(北海道大)
委員 岩崎民平(東京外国語大)
田所哲太郎(帯広畜産大)
小牧実繁(滋賀大)
阿部久次(福島大)
高橋泰藏(一橋大)
山内俊吉(東京工業大)
松坂佐一(名古屋大)
佐藤雄(名古屋工業大)

第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 村上俊亮(東京学芸大)
委員 武田一(北海道学芸大)
荒木直躬(千葉大)
佐藤匡玄(愛知学芸大)
稻荷山資生(奈良学芸大)
北川久五郎(大阪学芸大)
石橋忠次(福岡学芸大)

4 一般教育特別委員会

委員長 森戸辰男(広島大)
委員 平沢政道(前第一常置委員会委員長)
関川利典(山形大)
黒川利雄(東京北大)
村上俊亮(東京学芸大)
玉虫文雄(東京女子大学教授)
佐木重雄(慶応義塾大学教授)
木村健康(東京大学教授)
藤田健治(お茶の水女子大学教授)
前田一(東京大学教授)
加藤夫(東京大学教授)

要 望 書 記

このたび国立大学協会は、第二十一回総会を開き、国立大学関係の重要な諸問題について、二日間にわたり熱心に検討論議しました。

その結果今回は、すでに数度にわたつて要望しつづけてきた(1)施設、設備の拡充整備 (2)研究費の大幅な増額 (3)教官の待遇改善、の三項目のうち、最も緊急と思われる「文教施設整備」ただ一つを取上げること

に決定いたしました。

終戦後、国立大学の施設整備は、いちじるしく立ち遅れ、このような停滞遅延の現状では重責を荷う国立大学としては、教育ならびに研究の達成上はなほだしい障害となつております。

先般行なわれた各国立大学における施設設備の実態調査の結果は、予想以上に貧窮、おどろくべきものがあります。この際、至急増築、改築を要するもの合わせて約七十九万坪、その所要経費約六百五十億円におよび、これを従来のテンポで年々四十数億円とすれば十五年を要します。

なかでも四十年以上経過した木造建物の更新改築は今後約四十年を要する有様であります。このままでは科学技術の振興が叫ばれている今日その期待にそうことはほとんど不可能であることが判明いたしました。

さきに昭和三十二年度から昭和三十五年度にわたり、理工系四千五百名を増募しましたが、これに必要な施設の不足坪数が、なお二万五千坪残っている実情であります。さらに昭和三十六年度からは、一万名の理工系学生の増募が必要とされ、そのためには今後応急最低十八万坪の教室、研究室が必要であります。これらの中には今後応急最低十八万坪の教育を担当することは無責任のそしりを免れません。

文部省においても、ここに鑑み緊急対策として「国立大学施設の緊急整備」五カ年計画を樹て必要な予算を要求中であります。

この計画は、本協会としては、その要求の規模において、また要求の内容や理由についても十分に満足すべきものではありません。たとえば、産業経済の発展にともなう科学技術者の増加については考へてはいるが、人口とくに生産年齢人口の増加と社会文化の発展にともなう一般学生の増加が考慮されていないこと、また応急最低基準が満足すべきも

のではないことなど幾多あります。

しかし予算要求の現実については、まずこの計画が完全に実現されることが先決であると考へたのであります。本協会の緊急要請の最低限として強く要望する次第であります。(別添資料参照)

ここに本協会の決議にもとずいて、これが実現について格別の御配慮をわすらわしたのであります。

なお、多年要望しつづけた研究費の増額、教官の待遇改善などについては、漸時改善を見つづけますことは、われわれの深く感謝するところであります。戦前におよばざること、なおほど遠いものが実存する現在、学生増募にともなう教官の定員充実の問題とともに今後引続き御検討下さらんことを併せてお願いいたします。

昭和三十五年十二月九日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

殿

昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せについて

右に關しては、茅会長から左記のとおり通知した。

記

国大協庶一〇七号

昭和三十六年五月六日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

各国立大学長殿

拝啓 新緑の折柄、いよいよ御清祥およろこび申し上げます。

さて、さる四月二十六日、文部省主催のもとに、文部省第一会議室において、国、公、私立大学各協会代表者および業界代表者など会合し、昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に關して別紙(同封)のとおり、申合せを行ないましたので、この趣旨に御賛同下され、申合わ

せ事項の実施にご協力くださるよう通知申し上げます。 敬具

申合わせの内容

国・公・私立大学および短期大学の各協会、連盟は、それぞれの会員の賛同を得て、昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを決定した。

記

1、各大学が求人側に対して卒業予定者を推薦することは、事務系については十月一日（推せん文書の到着期日）以降、技術系については十月十三日（推せん文書の発送期日）以降とすること。

したがって、これらの期日以前に行なわれる求人側の個別的または集団的な選考に対しては、一切協力しないこと。

2、各大学が、公式または非公式のいかんを問わず、求人側の申込みを学生に発表することおよび求人側による就職説明会を開催することは、事務系については七月一日以降、技術系については六月一日以降とすること。

3、各大学は、求人側が行なつた採用内定または就職に関する誓約書で、事務系については九月三十日以前、技術系については十月十九日以前のものについては、就職指導上の責任を負わず、学生の意思によつて、いつでも取り消すことができるものと見なすこと。

昭和三十六年四月二十六日

- 国立大学協会会長 茅 誠 司
- 公立大学協会事務局長 立 花 昌 夫
- 日本私立大学連盟会長 高 村 象 平
- 日本私立大学協会会長 河 野 勝 斉
- 私立大学懇話会会長 安 倍 能 成

全国公立短期大学協会会長代理

田 中 静 雄

日本私立短期大学協会会長

松 本 生 太

9 第一常置委員会中間報告提出

(大学の目的・性格について)

右に關しては、平沢委員長から左記のとおり通知した。

記

国大協庶第一〇六号
昭和三十六年五月四日

国立大学協会第一常置委員会

委員長 平 沢 興

各国立大学長殿

拝啓新緑の折柄いよいよ御清祥およろこび申し上げます。

さて、昭和三十五年松田文部大臣より中央教育審議会に對して、大学教育の改善について諮問され、当第一常置委員会も、右諮問事項中、「(第一項)大学の目的、性格について」および「(第三項)大学の管理運営について」を担当し、当協会独自の立場から調査研究することとなつたことは御承知のとおりであります。次のとおり

- 1、第一常置委員会 昭和三十五年九月十二日開催
- 2、第一常置委員会小委員会 昭和三十五年十月十二日開催(第一回)
- 3、第一常置委員会小委員会 昭和三十五年十一月九日開催(第二回)
- 4、第一常置委員会 昭和三十五年十一月二十四日開催
- 5、第一常置委員会小委員会 昭和三十五年十二月十六日開催(第三回)
- 6、第一常置委員会小委員会 昭和三十六年一月十三日開催(第四回)
- 7、第一常置委員会小委員会 昭和三十六年二月二十四日開催(第五回)
- 8、第一常置委員会 昭和三十六年二月二十四日開催
- 9、第一常置委員会 昭和三十六年三月三十日開催
- 10、第一常置委員会小委員会 昭和三十六年四月二十日開催(第六回)

を実施いたしました。そして別紙（同封）

大学の目的、性格について（国立大学協会第一常置委員会中間報告）を孝会最に提出し、孝会長はこれを中央教育審議会議長、同副議長、同森戸主査、緒方事務次官、小林大学学術局長、春山大学課長、田中調査局長および柴田企画課長あてに三月十五日送付、中央教育審議会の調査研究資料に供せられるよう要望いたしました。

この中間報告については、きたる当協会第二十二回総会の際改めて御報告いたしますが、あらかじめ送付して御閲覧を願う次第であります。おつて恐縮ですが、この資料は総会当日御持参くださるようお願いいたします。

大学の目的、性格について（国立大学協会第一常置委員会中間報告）一、昭和三十五年六月十七日の第二十回国立大学協会総会において、協会として、文部省から中央教育審議会に諮問のあつた大学教育の改善について独自の立場から検討することが決定され、第一常置委員会では六項目にわたる諮問事項中、(一)大学の目的、性格について、(三)大学の管理運営についての二項目について検討することになった。

なお、大学の目的、性格といつても、大学には、国・公・私立もあり、また四年制大学・短期大学もあるが、この審議は国立大学協会として進めるので、その直接の対象は国立の四年制大学とする。しかし、大学全体として考える場合には、公・私立大学のあり方も国立大学と多くの点で関連を持つので、常に公・私立大学をも考慮に入れたが、四年制大学以外の高等教育機関については、この際ふれないことにした。

一、全般的に見て新制大学制度には多くの批判があり、残念ながら新制大学がじゆうぶん成果をあげていないことは事実として認めざるをえない。しかし、これは、必ずしも新制大学制度そのものの欠陥のみによるものではないと思われる。

ややもすると、新制大学がうまくゆかないのは、ただちにその理念そのものにあやまりがあるかのごとく考えるむきもあるが、しかし大学教育の機会均等をめざし、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究することを目的とする新制大学は、わが国において大きな役割を与えられているのであつて、このような使命を持った大学

の成長充実をわずか十年前後の短時間で論ずるところに、むしろ問題があろう。たとえば、新制大学において、特に大きな比重を持つ一般教育にしても、大学教育の長い歴史的な歩みを見て世界的視野からとりあげられた重要な教育であつた。これが所期の成果をあげていないというのは、この教育の本質・内容・方法についての理解と研究の不足じゆうぶん、これを担当する教官の質的量的不足、図書館などをはじめ必要な施設設備の不足などにも多くの原因があると考えられる。

戦後の激しい社会環境の変化もまた見逃がすことはできない。これには、政治的・経済的な社会全般の不安定、学資不足による学生アルバイトとこれによる勉強時間の不足、内外の諸情勢に原因する青年の焦躁感や絶望感などいろいろの現象をあげることができる。殊に大きな問題の一つは、実は大学以前において、既に基本的なものは修めておくべき国民的あるいは社会的訓練がよく身につけていないことである。集団生活における常識的な社会道徳のごときは、大学入学後改めて学ぶべきものでなく、既に、本来は義務教育の九年間に、ひととおり体得しておくべきものである。

一、学部について

一、今日、新制大学の行財政、教育および研究等について種々の問題があり、これには、既に上にふれたように種々の原因がある。現在の大学は、旧制大学から移行した大学も、新たに編成された大学も、すべて新制大学であり、原則的にはその間に本質的な差別はないのである。終戦前においては、大学のほかに各種の高等・専門学校等もあり、社会の要求面からすれば便利な点があつたことや、今日一樣に大学といつてゐるのも、その母体となつた旧制の学校の性格などにより種々相違があることは事実である。しかし、新制大学発足後わずか十年くらいの歩み、殊にじゆうぶん内容充実の裏付けが困難であつた過去十年内外の歩みを見て、直ちに新制大学そのものの功罪を論ずることは妥当ではなからう。

一、大学が学術の中心として教育と研究が行なわれるべきところであることは問題のないところであらう。近ごろしきりに耳にすることは、学部は、主として教育を行なうところで、研究は大学院でやればよ

く、しかもその研究も修士課程では主として高度の応用に当たる職能人養成をめざすべきで、将来狭義の研究に従事する専門の研究者たるべきものの養成は、主として博士課程でやるべきであるということである。これは一理あるようであるが、必ずしもそのようにかたづけしてしまうわけにもゆかない。そもそも大学における教育と研究とは、それほど明らかに区別できるものではない。そのことは教育する者の立場からも、教育される者の立場からもいわれることである。

まず、教師の側から見ると、狭義の研究のほかに、教えること自体に研究能力が必要である。すなわち大学におけるすぐれた講義とは、諸説の百科辞典的羅列ではなく、諸説の紹介にも既に独自の見解が必要であり、過去から未来への学問の流れを概観するにも、自己の見解と研究眼とが必要である。この独創的研究眼のある講義にしてはじめて大学の講義といふべく、これなくしては、真の意味では大学における講義というには値しない。また、教えられる学生の側から見ると、大学はただ教えられるものを受け取るだけのところではなく、自ら進んで、更に教えられるものを深く考え、深く掘り下げるべきであり、少なくともある程度は自ら創造しうる力を養わなければならぬ。特に、今日のごとく学術文化の発達が急激な時代において、教えられるものを記憶するだけでは、教育の意義は失なわれるおそれがある。新制大学において一時間の授業に対して教室外における二時間の準備学習を前提としているのも、かかる趣旨から出ているものと思われる。学部学生では、一般的には狭義の研究を行なう機会には恵まれていないが、しかし、教えられるものを自発的に更に深く追及したり、思索したりすることは、既に将来の研究への準備ともいふべきものである。すなわち本来の研究は、大学院で行なわれるにせよ、研究能力の基礎的な養成は、既に学部のとくに始められるべきであり、また、学部学生中の特に優秀なものが大学院に進むということになるべきである。

したがって、いやしくも大学という以上は、その性格のいかんを問わず、原則的にはこの教育と研究の二面を忘れてはならない。しかし、大学の性格により、この教育と研究の両者の比重には、いろいろ

の変化があつてよく、この点については現在においても、将来においても、じゆうぶん創意工夫の余地があろう。

研究能力の基盤は、積極的な自主的思考の習慣にある。これは、単に大学教育におけるだけの問題ではなく、教育の全般についての問題であらうと思われるが、しかし、上述の意味における広義の研究能力の養成が本質的に必要であるという意味で、特に大学では重大な問題である。

研究能力の基盤が自主的思考にあるといつたが、この問題は、特に今日および将来の日本の健全な民主化の問題とも密接不可分につながっている。健全な民主化にはいろいろ必要な要素があるが、中でも正しい批判と、それを貫く勇氣は欠くべからざるものであり、これは単なるもの知りではだめで、自主的に深く考える能力が絶対に必要であつて、この意味で学部卒業者がじゆうぶん自主的批判の能力を身につけておくことは、正しいわが国の民主化のためにも、きわめて重要である。

以上述べたところにしたがつて、大学学部ではその種類のいかんを問わず、教育と研究の二面は絶対に必要であり、したがつて原則的には大学の間に本質的差別を設けず、「研究を主とする大学」とか「教育を主とする大学」とかいうような考え方によるわけ方は、適切なものとは思われない。たとえば、教員養成を行なう大学にしても、芸能教育を行なう大学にしても、単に教育を主とする大学であるという考え方には危険があり、教員の養成にしても、芸能人の養成にしても、その大成を期するためには、今後は以前にも増して、研究能力の養成のため格段の努力が必要である。

一、わが国の現行教育制度、特に大学の制度には画一的すぎる面があると思われるが、個々の大学における教育および研究の内容には、その歴史、伝統、専門の内容および地域社会との関係などによつて大いに多様性を発揮し、それぞれの特色を生かすべきである。戦後新設の大学の中には、内容充実という点、すぐに終戦前からあつた旧制総合大学にならうことのように考えるむきもないではないが、これは大きな誤りで、かかる場合の学部や学科の新設運営は、もつと広い視野か

ら、じゆうぶん将来を見通して独自の計画されるべきである。古い大学の伝統には誇るべきものもあるが、純学術的の立場からみると学部、学科等の配置の点など、むしろ将来検討を要する点も少なくない。

一、新制大学の学部については、なお、修業年限、一般教育課程と専門教育課程との問題、一般教育課程と高校との関係等いろいろの問題がある。大学学部の修業年限は現在のところ、医学および歯学の学部が進学課程二年以上、専門教育課程四年、計六年以上とし、商船大学が四年以上とする例外のほか、他はすべて四年制となっている。これについては、原則としては、新制大学の学部は、現行の四年制でよいが、ある種の専門分野において必要であると認められるならば、学校教育法第五十五条第一項但し書の規定により、一か年延長することも考えられるであろう。

これは前にも述べたように、実情を考慮のうえ、大学(学部)に広く多様性を持たせるといふ考え方も合致する処置である。学部の在学を一か年延ばすよりも、修士課程を活用することにより事実上学部五年の教育を実施しうるのではないかと、この説もあつたが、専門の性格上一貫した五年の学部制を取る方が、より学部教育として統一的、合理的であるということなら、五年制の学部もあつても差しつかえなからうとの説もあつた。

原則的には、本委員会は、六、三、三、四の新制教育制度の根幹は動かさない方がよいとの立場に立つている。しかし、大学学部の修業年限については、当初から四年を原則とするが、必要によつては、四年を超えることができるような規定もあり、事情により、さらに一か年の延長を認めることは、六、三、三、四の破壊ではなく、これを強化する処置に過ぎないと考えてよいのではなからうか。しかし、修業年限の延長は学生の負担および社会との関連などをも、じゆうぶん考慮して実施されるべきことは論をまたない。

二、新制大学で最も大きな問題となつてゐるのは、一般教育の問題およびこれと専門教育課程との問題であるが、新制大学の最大の特徴は、専門のことしかわからない一面的人間ではなく、専門的知識のほかに

一般的教養を身につけた人間形成をめざしている点である。新制大学で特に一般教育に重点がおかれるようになったのは、上述のごとく世界的の傾向である。ただ残念なことは、これほど大きな期待をもつて始められたにもかかわらず、新制大学における一般教育は所期の目的をじゆうぶん果たしてはいわれず、多くの問題を投げけているが、しかし、一般教育に関する具体的問題の検討は「一般教育特別委員会」において進められているので、ここではこれ以上ふれない。

二、新制大学院について

一、新制の大学院には修士課程と博士課程とがあるが、医学および歯学関係の大学院では、学部が六年制をとつている関係から博士課程のみで修学年限を四年以上としており、それ以外の場合、修士課程と博士課程とを区別し、前者は二年以上、後者はその上にさらに三年以上、即ち通算五年以上としている。現行の大学院基準によると、修士課程は「専門分野における理論と応用の研究能力を養ふことを目的とする」とあり、学位規則第四条によると、「修士の学位は、広い視野に立つて、専攻の学問分野について精深な学識と精深な研究をする能力とを有する者に授与するものとする」とあり、同第三条によると「博士の学位は、独創的研究によつて新領域を開拓し、学術的水準を高め、文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与するものとする」とある。

学部の課程と修士および博士課程の目ざすところは当然違つており、学部においては高い一般的教育と、この上に立つ専門分野の基礎的知識および研究能力の修得、修士課程においては学部の上に立つて専門分野における理論と応用の研究能力を養成し、主として高度の職能者または上級技術者の養成、博士課程においては狭義の研究者または教授の養成などを目ざしている。

一、原則として学部修了者またはこれに準ずる者が大学院に進むことについては異論がない。しかし、現在、大学院が学部の基礎の上に置かれる建前を取ることになつており、この解釈については、多くは同一大学の学部の上に大学院を置くというふうに考えられているようであるが、一部ではさらにこれを広く解釈して学部の課程を修了したもの

が、その修得した能力に立つて、同一大学または他大学における大学院に進むというふうに理解されている。現実的には、各大学の事情によつて、ある程度までこの両者が並列して行なわれているが、これは妥当であろう。

既に述べたように、大学院は現在学部基礎の上におかれる建前をとつては、学部と大学院との関係についてもいろいろと論議された。実際のところ、新制大学院の設置にあつては、専任の教官を置かず、特別の施設もないうまま、いわば学部の間借りで、全部学部との併任教官をもつて出発したような次第で、大学院についての経験は学部のそれよりもなお浅く、また大学別による内容差も、学部よりもさらに著しいと思われる。大学院の実情を見るとまったく肌粟を生ずる思いである。大学が学術の中心であり、わが国文化の基盤であつて、しかも研究そのものを伸展させるところが大学院であるとするならば、日本の学術文化の進歩は、実に大学院の拡充強化にかかるといつても過言ではない。

かかる状況の下で、学部と大学院との関係については、いろいろの改善策が考えられる。本来、原則としては、学部と大学院はそれぞれ独立的のものとして考えるべきであるが、現実の問題としては、学部の上に大学院を置くという建前は実際的にはやむをえない処置である。ただ、忘れてならないことは、現在のように、すべてを学部に依存するという態度を捨てて、学部の上に立ち、これと深い連係を保ちつつも、大学院には相当数の教官を専任として持ち、施設その他においても必要にして、じゅうぶんな裏付けは、断じてこれを行なわなければならない。

少数意見ではあるが、旧制大学から移行した大学のあるものは、独立の大学院だけの大学に切りかえ、むしろ全国の学部修了者を受け入れる方がよいというような意見も述べられた。

なおまた、大学院の問題と関連して、学部における現在の講座制、学科制などについても更に再検討の必要があるとの論もあつた。

一、修士課程と博士課程との関係においても、大きな問題がある。それは修士課程と博士課程を目標の異なるものとして初めから別々に考え

るか、修士課程の基礎の上に立つて博士課程を考えるか、ということである。すなわち並列方式に考えるか、積み重ね方式に考えるかという問題である。

これには純学問的な面と社会の需要面からの検討が必要であろう。学問的見地からすれば、応用だけの応用などというものはなく、すぐれた応用であればあるほど、基礎的知識の修得が必要であるから、積み重ね方式の方がすつきりしている。しかし、実社会からの要求が、学力がそれほどなくとも、とにかく間に合う高級技術者がほしいということになれば、この実社会の需要に応ずる並列方式も考えられる。日本の実情から見ると、初めから区別された修士課程（並列方式）と積み重ね方式の修士課程とがあつてよいであろう。社会の需要面から見ても、大企業と中小企業とは趣を異にし、並列方式による修士の需要は、特に中小企業の側に多く、大企業では入社後その能力に応じて研究能力の養成が可能なので、積み重ね方式でもよいようである。

一、大学院制度の問題として、实际的にきわめて重要なもの一つは、学資の困難等から優秀な志願者が全体的にあまりにも少ないということである。国家として考えた場合、大学院、殊に博士課程などでは量的に人を得ても、質的に劣つてはならない。その点を将来特に考慮して、少なくとも博士課程では、すべて大学助手の待遇なみの奨学金を給与することが急務である。

なお、修士課程と大学の専攻科との関係についても、本来両者は目的を異にするものであるから、両者の関係を明瞭にすべきであるとの意見があつた。

三、研究所について

大学付置の研究所や研究施設は、本来大学院とは異なる独自の意義を有し、研究者の養成ということよりは、研究そのものを目的とするところである。したがつて学部や大学院と違い、研究者養成というような義務を負わされていないところに、むしろその特長があると考えられる。しかし、近時、研究所長会議などを通じて耳にすることは、実情は部外者の考えるところと違つているところがあり、研究所側としては大学院

の指導に参加したい意向と、研究所自体としても大学院学生を取りたいとの希望がある。

研究所自体として大学院の学生を持ちたいという考え方は、研究所自らがその特権ともいふべき教育負担の免除を自ら捨て、新しく教育の負担を持ち込むという事で、一見、奇異に感ぜられる。しかし、その主張をよく聞くと、自ら大学院の指導に参加することは、研究の推進上大きな意義があるということと、また学生をもつことは、研究所としてよき後継者をうる利点があるということが、その主張の重点のようである。これらの点については、なお将来慎重な検討を要するが、ただ事実として注目すべきことは、外国とくにアメリカ合衆国の二、三の研究所でも、ここ数年來研究所として大学院を持つに至ったところがある。

研究所側の主張するごとく、日本における研究所の実情が、大学院学生をとることにより、よりよき成績をあげようになれば考慮されてよい問題であり、この問題も大学院の問題と関連して更に検討を要する。

10 一般教育の管理・運営の組織について

(中間報告)
(一般教育特別委員会)

大学における一般教育は、十分な教育効果をあげていない、という批判が現在おこなわれている。一般教育がかような状態に低迷しているのは、過去においてその目標が明確に理解されず、科学技術の著しい発達に対応する新しい大学教育における一般教育の重要性が大学内部においても十分に認識されていなかったため、その目標達成のための適正な方法を工夫する努力が十分でなかったことに大きな原因がある。しかし、大学教育の内容が改まったにも拘らず、大学の内部組織は旧制時代のままであつて、一般教育を推進徹底させるための効果的組織を整備する上で困難を感じさせていることも事実であり、これが前述の努力を阻害していた点も見逃すことはできない。

一般教育の発展向上を計るためには、その管理・運営の組織を確立し

責任の所在を明らかにするよう措置することもまた重要である。各大学における一般教育実施の様子は、大学の学部構成とも関連して、さまざまである。したがつて一般教育の管理・運営の問題を検討するにあつては、それぞれの大学の学部構成の観点から、大学を次の五種類に大別して考えるのが便利である。

- (1) 文・理・法・経その他の学部をもつ総合大学
- (2) 文理学部とその他の学部からなる複合大学
- (3) 学芸学部とその他の学部からなる複合大学
- (4) 文理学部・学芸学部をもたない複合大学
- (5) 単科大学

第一に掲げた総合大学のなかには、いわゆる教養部が一般教育を担当しているものと、教養学部がこれを担当しているものがあるが、後者はただ一校だけで大部分は前者に属する。

この種の大学の教養部は、現在、制度上正式に認められた部局ではない。しかし、それらの多くは、学部と同じように多数の学生と多数の専任教員をもち、他学部教員の協力をえて、学部に比すべき形態で「教養課程」を担当している。けれども、同時にかような状態のもとでは、一般教育の改善徹底や「教養課程」在学中の学生補導等にたいする責任の所在が明らかにされていないというらみがある。これらの欠点は、教養学部の場合には一応除かれるが、学部制を採用するときは、教養学部の教員は、自学部を、一般教育を基礎とする専門教育を司る他学部と並列的な学部と考え勝ちであり、一般教育と専門教育の融合に努力を欠き、一体的な大学教育を行なう上において困難を生じる。

第二、第三に掲げた複合大学の大部分では、特定の学部、すなわち、前者では文理学部、後者では学芸学部が一般教育を担当しているが、教育学部等がこれに協力している場合もある。これらの大学でもいわゆる教養部あるいは一般教育部を設けているところがあるが、この場合の教養部の大多数は前に述べた教養部とは、名前は同じであつても、実質的にはだいぶ違つている。なぜならば、この場合の教養部では、多くの場合、一般教育はこれを兼担する専門学部の教員によつて主として運営され、担当されているからである。

第四に掲げた複合大学には教養部を設けているものもあるが、大部分のものは一般教育の授業を各学部で分散実施している。この型の大学に設けられている教養部は第二、第三の型の複合大学の大多数に設けられているものと同様である。一般教育を各学部で分散実施している場合には一般教育の連絡研究のために委員会的組織が設けられている。

第五に掲げた単科大学では、一般教育担当の専任教員で学科を担当する程度の小部局を構成しているところもあるが、そうでないところもある。いずれにしても、それらの教員が専門学部の教授会に籍をおいていることには変りはない。その意味では、第四に掲げた大学と共通点を持つている。そしてそれらの大学と同様に一般教育の連絡研究のための委員会的組織を持つているところが多い。

以上のように、大学を学部構成の観点から五種類に大別して観察してみると、一般教育組織の型は、次の四つの型に類型化することができ

- 1、多数の専任教員を持つ教養部が担当している場合
- 2、文理学部あるいは学芸学部その他の学部の教員が主として兼担する教養部が担当している場合
- 3、文理学部、学芸学部等において、主として当該学部所属の教員が担当している場合
- 4、文理学部、学芸学部以外の学部所属の教員が担当している場合

これらの型は、それぞれの大学の学部構成、教員組織、施設状況等によつて制約され、自然的に形成されたものであるから、一般教育の管理運営を改善するためには、それぞれの型に応じた適当な方策を考究樹立しなければならない。

第一の型は、文・理・法・経等の学部を包含する複合大学に多く見られるものであるが、その教養部は法制上正式に認められた部局ではなく、部長および所属専任教員の所遇も明確でない。このような状態では、すでに述べたように、一般教育を強力に推進することが不可能なのはもちろん、同部で授業を担当している学生の補導等に対する責任の所在も明らかでない。これらの欠陥を除くためには、教養部を学部に比すべき新しい総合部局として法制上正式に認め、この部の教務、事務を

掌理する部長の地位を明確化し、所属教員によつて教授会を構成することを認め、これが専門学部と十分な連絡をとりながら一般教育を強力に推進しようよう措置することが必要である。

第二、第三の型は文理学部或は学芸学部を持つ複合大学に多く見られる型であり、これら両者は一般教育が第二の型では教養部で、第三の型では文理学部或は学芸学部で行なわれている点は異なっているが、一般教育の専任教員はいないか、あるいはごく少数であり、一般教育は主として文理学部或は学芸学部の専任教員によつて分担されている点は共通である。これらの型の問題点は、一般教育推進のための中核を欠き、他学部との連絡が緊密でない点である。この欠陥を除くためには、単に一般教育の授業を担当するだけでなく、専心一般教育の発展向上のために努力する専任教員を持つことがなによりも大切である。そして、人文、社会、自然の三科学系列にわたり各系列ほぼ同数の専任教員と、連絡のための他学部教員とで一般教育の管理運営を担当し、かつ学生の補導に当たる機関を設置し、その機関の長には全学管理機関に参加しうる資格を与え、予算上も独立せしめ、人事についても全学がその意向を尊重しうるよう措置し、この機関の活動によつて、各学部教授会が担当している専門教育と平行的に一般教育の発展向上をはかりうるよう措置することが必要である。

この場合、中核機関の定めた方針に従つて一般教育を円滑に実施して行くためには、これと別に一般教育兼担者を含めた連絡会議を持つことも必要であろう。もし、一般教育の専任教員が多くなれば中核機関と教官会議とは当然一体化し、第一の型の教養部と同様なものに発展するにいたるであろうが、専任教員が少ない場合には委員会的組織のままに止まることとなる。

第四の型は文理学部または学芸学部を持たない複合大学および単科大学に見られ、一般教育が専門学部に所属する教員によつて担当されている点では第三の型に似ているが、教員の所属学部は特定の専門を担当する学部であつて、文理学部或は学芸学部のように諸学科を包含している学部でない点では第三の型と異なっている。また、人文、社会、自然の三科学系列のそれぞれに属する学部を持つ複合大学の場合を除いては、

一般教育担当の教員は便宜的に各学部に戻りに配属されているに過ぎない。この型の問題点は、専門教育の基礎科目との関連で一般教育がゆがめられ勝ちであり、一般教育の研究連絡のための委員会を持つていても、その委員会は効果的に活動しえない点にある。この欠陥を除くためには一般教育担当教員ばかりでなく、専門教育担当教員をも加えて、委員会を構成し、一般教育の管理運営に当たらしめ、人事についても委員会の意向が学内において尊重されるよう措置し、一般教育関係予算を別枠として、一般教育担当者が研究費等において専門教育担当者より不利を蒙むることとなからしめ、委員会が自主性をもつて全学的立場に立つて専門教育と調和した一般教育を強力に推進することを可能ならしめるよう措置することが必要である。

以上のように考えてくると、第二、第三の場合は共通的に取り扱いて得るから、一般教育の管理・運営の組織としては、結局、法的に認められた部長と教授会を持つ教養部と、委員会的組織と、これら両者の中間的組織の三つの型を考えればよいことになる。

これらの三つの型は類型化された一般教育組織の四つの型に対して考慮されたものであつて例外的組織のものに対しては別に考えなくてはならない。しかし、いかなる場合でもこれら三つの型のいずれかを基本としたものによつて十分な成果を期待しようと考えられる。いずれの場合においても、専門教育担当の教員と緊密に協力して一般教育課程を編成し、その実施を管理し、一般教育の改善、強化のための責任を持つ機関を確立することが必要である。このことは現在、不徹底な嫌のある学生補導の面からも重要である。

以上は、一般教育の管理・運営の組織の望ましい基本的形態について、現状を基礎としつつ、多少具体的に述べたのであるが、その具体的な細かい点、とりわけ上記の一般教育担当機関の性格・機能・組織・運営等については、各大学がその教授陣・施設・学生数その他の事情と環境に即応して適当に考慮すべきであることはいうをまたない。

11 一般教育、基礎教育科目について

(中 問 報 告)
(一般教育特別委員会)

現在、多くの大学において、一般教育がその本来の目標に対して、十分効果的に行なわれていないという原因の一つは、その科目編成の方法にあると考えられる。現行大学設置基準によれば、一般教育科目は、人文・社会・自然の三系列に分かれたれ、各系列にそれぞれいくつかの単一科目が指示されている。それらの単一科目の教授法は多くの場合、「概論」の形式をとるために、それらは結局、各専門学科への入門として役立つにすぎないという傾向がみられる。また学科目によつては、その内容が高等学校ですでに履修されたことと重複することということも現実にもみられる。一系列内の各科目については、原則的に自由選択性が認められているが、学生に対する十分の指導が行なわれないかぎり、選択は任意的のものとなり、学生は形式的に単位を取得するが、一般教育のねらいとするような知識の総合性に対する理解をうることはむしろ難しいのである。このような傾向のために、一般教育は本来の目標からはずれるばかりでなく、専門教育への準備としても能率の上がらないものとなつていく。

この点を改善する方策は決して単純ではない。現行の基準に示された科目編成でも、各科目の教授法が改善され、かつ学生指導が十分に行なわれるならば、一般教育の目的は達しえられるはずである。しかし、実際にそれが十分に行なわれていない今日の状況では、科目編成の上に若干の修正を加え、多数の「単一科目」の代わりに比較的少数の「総合科目」を設けるとしても、その一案であろう。

総合科目を設ける場合、その「総合」の方法には、人文・社会・自然の各系列にまたがるような総合、あるいは、各系列内における単一科目間の集合というような、いくつかの段階が考えられる。しかし、いずれの場合も、総合科目の特徴は、なんらか特定の問題に向かつて各専門分野からの知見を総合し、それぞれの分野の立場、方法を明らかにすると

同時に、それらの間の関連性を示すことであろう。このような「総合科目」は、たとえ、そのあつかう問題が比較的せまく限定されていても、一般教育の目的にふさわしい内容もちうるものであるから、一つの総合科目の設定によつて、いくつかの単一科目の役割を代行することができるであろう。その結果、一般教育科目としての単位数は比較的減少し、それによつて、一般教育科目と別に基礎教育科目を設定する可能性が生まれる。

「総合科目」を計画し、実施するには、種々の困難がともなうことは明らかである。仮りに上記のような学科編成を行なうことを目標としても、その実現に対しては漸進的方法をとらねばならない。また、科目によつては、総合の困難なものもあるから、一般教育科目を「総合科目」のみに限定するということは、おそらく適当ではないだろう。しかし、現在のように、多くの単一科目を並置して学生の自由選択にまかせる方法は、少なくとも部分的に修正することが必要と考えられる。

「総合科目」の内容に関しては、たとえば、大学基準協会刊行「大学に於ける一般教育」（昭和二六年）、民主教育協会刊行「大学における一般教育」（一九五七年）の中に、人文・社会・自然の各分野において、それぞれいくつかの試案例が示されている。また、昭和三十三年度以後お茶の水大学において実施された実例もある。「総合科目」をどのように企画し、それを実施するかは各大学において各専門分野の教授者が協力して研究すべき問題である。

次に、基礎教育科目は新しく設定さるべきものであるが、この科目は、せまい意味では、直接専門教育の基礎として役立つものと解される。しかし、広い意味では、その中に人間の思考、表現力の基礎となるようなものをもふくむと解される。前者の意味での基礎教育科目については、それぞれの専門分野に応じて、何を基礎教育科目とするかが、考察さるべきであつて、それをここに概括的に述べることにはできない。おそらく現在、一般教育科目として示されている学科目の中から各専門分野に応じていくつかの科目をえらび出すことができるであろう。なお国語、外国語（表現力としての）は広い意味での基礎教育科目の一つと考えることができるであろう。

基礎教育科目を設定することの一つの観点は、現在、一般教育の名において行なわれている専門準備教育的学科目を、内容的にも、また科目配置の点からも、いつそう合目的のものにすべきだということである。しかも、そのような基礎教育科目の設定によつて、いわゆる教養課程と専門課程との間の断層をうめる一方、一般教育に対しては、その本来の目標を達成するに適切な、独自の立場を与えることができるであろう。なお、専門と直接的につながる基礎教育科目については、

学科目の種類のみでなく、それに対する単位配分もまた、それぞれの分野の専門教育科目との関連において考慮さるべきものである。

以上に記したことを要約し、一つの学科課程試案を次に記してみよう。

一般教育科目

総合科目——人文・社会・自然の各系列にまたがる総合科目、あるいは各系列別の総合科目（自然については、物理的と生物的

の二分野においてそれぞれ総合を行なうこともできる）

単一科目——総合の困難ないくつかの科目、あるいはそれ自身が綜合性をもつ科目

基礎教育科目

基礎専門的なもの——各専門分野に応じて定める

基礎教養的なもの——国語、外国語、その他

備考

保健体育は基礎教育的なものの部類に入れることができるかも知れない。

上記の一般教育科目と基礎教育科目によつて、いわゆる「教養課程」が構成されるところを考へることができよう。